



# 第2次紀美野町男女共同参画基本計画

～手と手をつなぎ共に支え合う美しい町きみの～

平成29年3月

紀美野町





## はじめに



現代社会において、男女共同参画は最重要課題となっています。国においては、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や若い世代の結婚・子育ての希望をかなえることを目標の一つと位置づけられました。また、「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置や女性活躍推進法の施行など、女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた環境の整備が進められています。

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても、男性にとっても、暮らしやすい社会をつくることです。

紀美野町では、平成23年3月に「紀美野町男女共同参画基本計画」を策定し、男女がともに力を合わせ活躍できるまちづくりに向けて様々な取組を進めています。紀美野町が将来にわたって暮らしやすい町にするために、職場や地域、家庭において、男女が互いに人権を尊重し、認めあい、ともに責任を担い、能力を十分に発揮することが求められます。

今回は、第1次計画策定から6年が経過し、近年の社会動向や法律改正などを踏まえ、男女共同参画をいっそう進めるために、「第2次紀美野町男女共同参画基本計画」を策定しました。

計画推進にあたっては、住民・地域・教育関係者、事業者等と連携しながら、ともに取り組むことが重要であり、皆さまのご協力とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、住民意識調査にご協力いただいた住民の皆さま、ワークショップにご参加いただいた方々、熱心にご議論をいただいた紀美野町男女共同参画策定検討委員の皆さまをはじめ、ご協力を賜りました多くの方々に心より感謝を申し上げます。

平成29年3月

紀美野町長 寺本 光嘉

# もくじ

序章 計画策定の背景 .....	1
1. 紀美野町の地域特性 .....	1
(1) 歴史と自然豊かな美しいふるさと .....	1
(2) 明日の活力を生み出す産業があるまち .....	2
(3) 移住・定住の促進 .....	2
2. 今後のまちづくりに向けた男女共同参画の必要性 .....	3
第1章 計画の策定にあたって .....	4
1. 計画策定の趣旨 .....	4
(1) 計画策定の趣旨 .....	4
(2) 計画の位置づけ .....	4
(3) 計画の期間 .....	5
2. 男女共同参画をめぐる動向（第1次計画策定以降） .....	6
3. 紀美野町の取組 .....	8
第2章 紀美野町における男女共同参画の現状と課題 .....	9
1. 紀美野町における男女共同参画の現状 .....	9
(1) 紀美野町の現状 .....	9
(2) 男女共同参画についての意識 .....	14
(3) 職場・地域・家庭における男女共同参画 .....	16
(4) 男女間の暴力 .....	25
(5) 住民意識調査自由回答より .....	27
2. 計画改定にあたって ～第1次計画の成果と課題～ .....	28
第3章 計画の基本的な考え方 .....	30
1. 基本理念 .....	30
2. 基本目標 .....	30
3. 計画の体系 .....	31
4. それぞれが担う役割 .....	32

第4章 施策の方向.....	33
I. 男女共同参画をめざす人づくり.....	33
1. 男女共同参画に向けた次世代教育の充実.....	33
2. 政策・方針決定の場への参画.....	35
II. あらゆる分野への男女共同参画環境づくり.....	38
1. 働く場における男女共同参画の推進.....	38
2. 子育てと介護等への支援.....	40
3. 家庭と仕事の両立.....	41
III. 男女相互の協力による豊かな暮らしづくり.....	43
1. 地域社会における男女共同参画の充実.....	43
2. 誰もが安心して暮らせる社会づくり.....	45
3. 総合相談の充実.....	48
IV. 人権尊重の社会づくり.....	49
1. 男女相互の性の尊重.....	49
2. メディアにおける性にとらわれない表現.....	50
3. ハラスメント防止に向けた取組の推進.....	51
4. あらゆる暴力の根絶.....	52
第5章 計画推進に向けた指標.....	55
第6章 計画の推進体制.....	57
用語説明.....	58
本文中の*について、説明しています	
資料編.....	61



# ★ 序章 計画策定の背景

## 1. 紀美野町の地域特性

### (1) 歴史と自然豊かな美しいふるさと

紀美野町は、平成 18 年 1 月 1 日に旧野上町と旧美里町が合併し、新しく誕生しました。町の中央を霊峰高野山を源とする清流貴志川が流れ、南部には町のシンボルである県立自然公園生石高原が広がる自然環境に恵まれた町です。

世界遺産である霊場高野山と歴史的なつながりが深く、多くの名所や旧跡があり、弘法大師にまつわる伝説も残っています。秋のススキが有名な生石高原をはじめ、満天の星空が観られる「みさと天文台」、パークゴルフが楽しめる「ふれあい公園」などの観光施設や宿泊施設も充実しています。



生石高原



ふれあい公園



緑豊かな紀美野町



みさと天文台

## (2) 明日の活力を生み出す産業があるまち

特産品のみかんや柿、山椒の栽培などの農業が盛んです。また、伝統産業の棕櫚箒（しゅろほうぎ）の製造なども受け継がれています。地元産の原材料を使った加工品の製造・販売や、豊かな自然を活用した観光産業、新しいアイデアによるコミュニティビジネスも立ち上がってきています。一方で、高齢化による耕作放棄地の拡大や後継者不足、木材価格の低迷などの課題もあります。



柿の収穫



紀美野町の特産品

## (3) 移住・定住の促進

本町では、「**きれいな** **みり**よく溢れる **のどかな**町」をテーマに、きみの定住を支援する会が移住希望者の支援事業を展開しています。田舎暮らし希望者の相談窓口「ワンストップパーソン」の設置や、空き家情報の提供、田舎暮らし体験ツアーの開催、移住希望者の短期滞在の支援などを行っており、豊かな自然に魅力を感じた移住者が少しずつですが増えてきています。また、ススキが広がる生石高原や満天の星空などを目当てに多くの観光客も訪れています。



田舎暮らしを体験



きみの定住を支援する会

## 2. 今後のまちづくりに向けた男女共同参画の必要性

社会経済のグローバル化やライフスタイルの変化などにより、人々の意識は大きく様変わりしてきています。性別による役割分担意識の解消や男女の生き方、暮らし方などに対する世界の標準的な考え方や意識が若い世代を中心に定着してきています。人権意識の高まりのなかで、男女の人権を尊重することも必要になってきています。また、少子高齢化と人口減少が進むなかで、男女がともに責任をもって社会を担わなければ、社会や地域を維持できないという事情も生じてきています。

紀美野町においても、平成 27 年の高齢化率は 44.2%と高い割合を示しています。将来に向けて活力ある町をつくるため、平成 27 年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中で若い世代を町に呼び込むとともに、子育てしやすく働きやすく、暮らしやすい町づくりを目指しています。その実現のためには、「男は仕事、女は家庭」というような性別による役割分担ではなく、男女がともに仕事と家庭の調和を図りながら、それぞれに職場や地域、家庭において参画し、その能力を発揮することが必要です。

男女共同参画を推進することは、男女がともに多様な知恵やアイデアを活かし、それぞれの能力を発揮することにつながり、地域が活性化し、生きいきと暮らせるまちづくりが実現できるのです。





# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、わが国における重要な課題として位置づけられており、男女共同参画社会づくりのため、様々な取組が進められていますが、家庭、地域、職場等において、依然として男女の格差が私たちの意識や生活習慣のなかで存在しています。

このようなことから、紀美野町においては、平成 22 年度に「紀美野町男女共同参画基本計画」（平成 23 年度～平成 28 年度）を策定し、男女がともに活躍できるまちづくりに向けて取り組んできました。

この間、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の改正や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という）」が制定・施行されるなど、男女の人権を尊重するとともに、様々な分野で男女共同参画をより一層推進することが求められています。また、平成 27 年度には、国において、近年の社会経済情勢に即した第 4 次男女共同参画基本計画が策定されました。

こうした法律改正や社会情勢の変化を受け、「第 2 次紀美野町男女共同参画基本計画」を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

1. 男女共同参画社会基本法（第 14 条）に基づく計画であり、「紀美野町長期総合計画」をはじめ、国の「男女共同参画基本計画」及び「女性活躍推進法」、県の「和歌山県男女共同参画基本計画」、「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」等と整合を図った計画です。
2. 本計画の第 4 章 I の 2 及び II を、女性活躍推進法における市町村推進計画とします。
3. 「紀美野町男女共同参画に関する意識調査」（平成 27 年 11 月）、「紀美野町男女共同参画基本計画策定のためのワークショップ」（平成 28 年 9～10 月）を実施し、住民からの意見を反映するとともに、男女共同参画策定検討委員会の審議を経て策定した計画です。
4. 男女共同参画社会づくりを住民・地域・事業所・行政などが一体となって取り組むための計画です。

### (3) 計画の期間

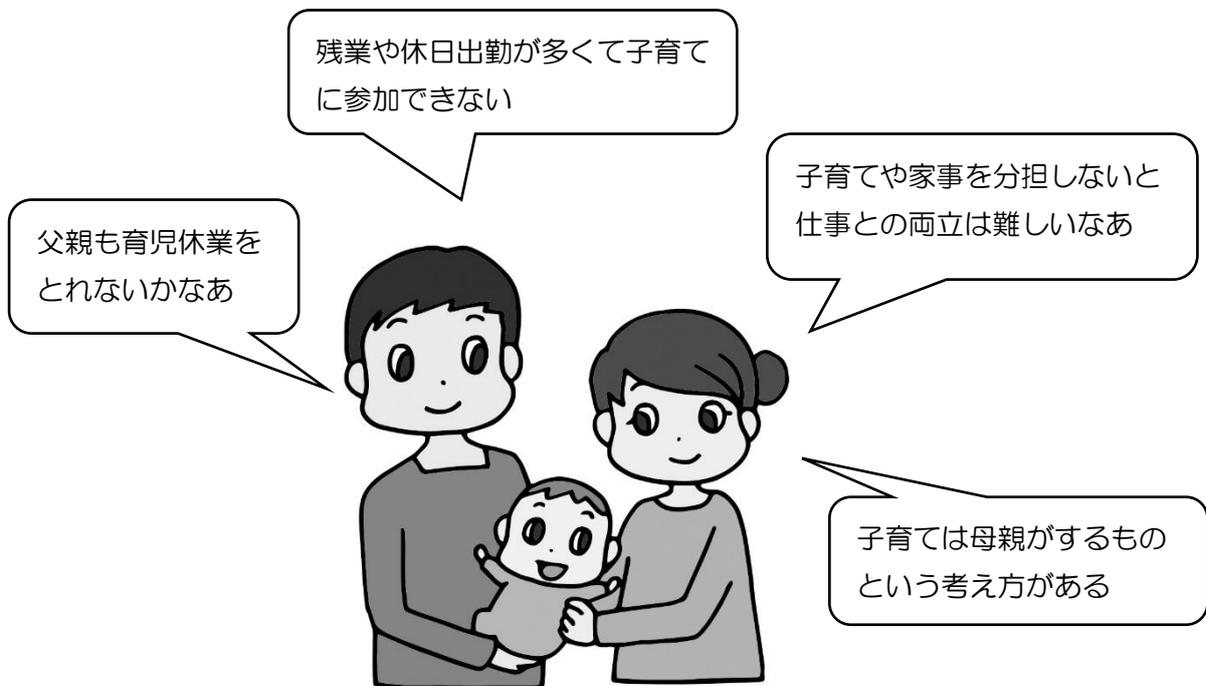
計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

ただし、社会経済環境の変化や男女共同参画に関する新たな課題への対応の必要性、計画の進捗状況を踏まえて見直しを行います。

#### 男女共同参画の考え方

家庭や地域、職場等のあらゆる場に参加することへの人々の意識は様々であり、「仕事で能力を生かしたい」という人や、「家事や子育てに専念したい」という人、「子育てをしながら働きたい」という人もいます。こうした思いは、男性も女性も変わりありません。しかし、これらを阻む様々な考えや環境があると考えられます。例えば、「子育てをしながら働きたい」と思っているにもかかわらず、周りの協力や理解がなければ難しいこともあります。

男女共同参画社会の実現のためには、男女に関わらず、それぞれの意欲に応じて、それぞれの思いを尊重し、あらゆる分野で活躍できる環境をつくることが大切となります。



## 2. 男女共同参画をめぐる動向（第1次計画策定以降）

### <世界の動き>

#### ◆第3回国連防災世界会議で「仙台防災枠組 2015-2030」が採択

平成27年3月に宮城県仙台市で開かれた「第3回国連防災世界会議」において、新たな国際的な防災の枠組である「仙台防災枠組 2015-2030」と、枠組の推進に向けて高いレベルでのコミットメントを示した「仙台宣言」が策定されました。

仙台防災枠組には、事前の防災投資、「より良い復興（Build Back Better）」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心のアプローチ、女性のリーダーシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれました。

また、指導原則に、女性のリーダーシップの促進が明記されたほか、ステークホルダーの役割としての女性とその参加、及び、女性の能力構築が盛り込まれました。

### <国の動き>

#### ◆次世代育成支援対策推進法の延長

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的に制定された次世代育成支援対策推進法（平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法）が、平成27年4月1日から平成37年3月31日まで10年間延長されました（平成26年4月23日施行）。行動計画策定指針の見直しにあたっては新たに、非正規雇用の労働者が取組の対象であることを明記、働き方の見直しに資する取組を進めることが重要である旨を盛り込むこととされました。

#### ◆子ども子育て支援新制度の施行

幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が成立（平成24年8月）しました。

新制度は平成27年4月より本格施行され、市町村においては、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充が図られています。

#### ◆生活困窮者自立支援法の施行

改正生活保護法（平成26年7月施行）により困窮者の増加が見込まれるため、生活保護には至らないが経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人を支援する法律が平成24年4月に施行されました。全国約900の福祉事務所設置自治体に総合相談窓口設置と住宅支援を義務づけ、就労訓練や困窮家庭の子の学習支援等を任意で行えるとしています。

#### ◆子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）の成立・施行

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的に制定。子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

#### ◆女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）の成立・施行

平成 27 年 8 月、女性が個性と能力を十分発揮できる社会の実現に向け、国、自治体、民間事業主の責務を定めた法律が成立・施行されました。国、自治体、民間事業主（労働者 300 人以下の事業主は努力義務）には、①女性活躍の現状把握と課題分析（女性採用比率、勤続年数男女差、労働時間の状況、女性管理職比率等）、②行動計画策定と公表、③就職先の検討に役立つ女性活躍状況の公表を義務づけています。

#### ◆「男女共同参画基本計画（第4次）」の策定

平成 27 年 12 月に策定された「男女共同参画基本計画（第4次）」では、目指すべき社会として①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会 ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会 ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られるの4つを示しています。東日本大震災を教訓とする防災・防犯対策や、困難な状況に置かれている女性が安心して暮らせるための環境整備などの視点も盛り込まれています。

### <和歌山県の動き>

#### ◆和歌山県男女共同参画基本計画（第4次）策定に向けた取組

第4次計画への改定に向けて、国の第4次計画と女性活躍推進法を踏まえ、従来の内容を①男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり ②男女がともに活躍する社会づくり ③誰もが安心して暮らせる社会づくりの3つの施策の方向へ再編する方向で進めています。平成 27 年度には、第4次計画策定に向けた県民意識調査を実施しました。計画は、女性活躍推進法における都道府県推進計画に位置づける方向で進められています。

### 3. 紀美野町の取組

紀美野町は、平成 18 年 1 月に旧野上町と旧美里町の 2 町の合併により新たに誕生しました。平成 19 年、新まちづくり計画を進めるため、「第 1 次紀美野町長期総合計画」を策定しました。

また、平成 22 年 3 月、紀美野町人権施策基本方針が策定され、女性の人権についての基本方向が示されました。

男女共同参画社会の浸透に向けて啓発活動を進めるとともに、今後は、育児・介護支援の充実や就業機会の拡大などを通じ、「女性の社会参加」・「男性の家庭参加」がしやすい環境づくりを進める必要があります。

平成 22 年 5 月には、本町における男女共同参画基本計画策定に向けて、町民の意見を反映し、協議、検討できる場として紀美野町男女共同参画策定検討委員会を設置し、翌年 3 月、「紀美野町男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成 27 年には、男女共同参画意識や生活に関する状況を把握し、「男女共同参画基本計画」の改定資料とするため、住民 500 人を対象に意識調査を行いました。

また、平成 28 年には、町内で活動する男女によるワークショップを行い、男女共同参画について意見を交わしました。





## 第2章 紀美野町における男女共同参画の現状と課題

### 1. 紀美野町における男女共同参画の現状

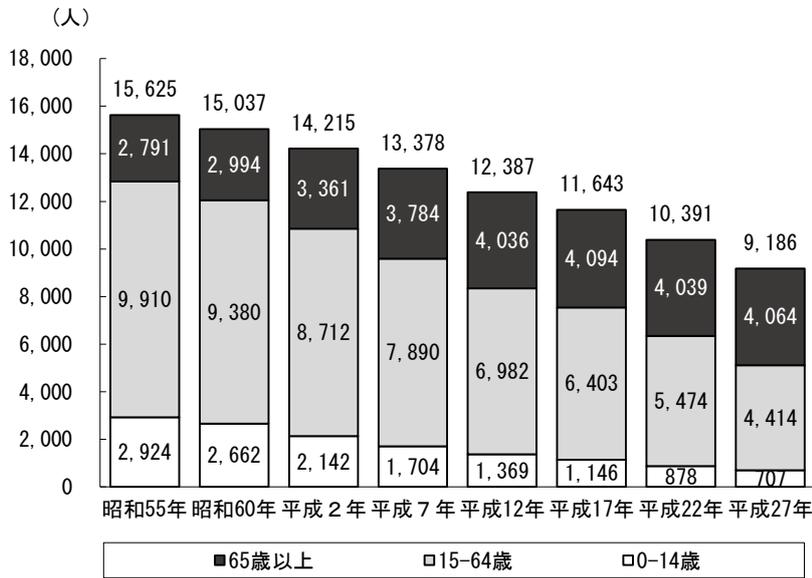
#### (1) 紀美野町の現状

##### ①人口の状況

旧野上町、旧美里町が合併する前年の平成17年には11,643人でしたが、平成27年には9,186人に減少しています。特に0～14歳の年少人口の減少が目立ちます。

高齢化率も平成27年には44.2%と高い割合を示しています。

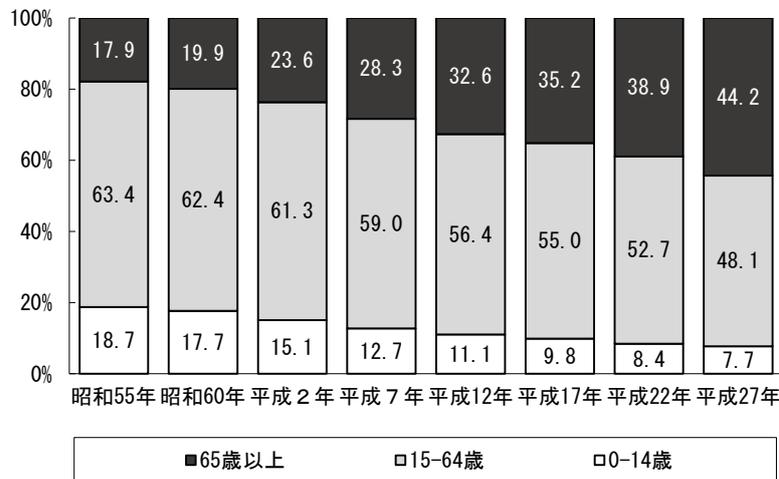
【図表1】年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

※平成17年までは、野上町、美里町の合計

【図表2】年齢3区分別人口比率の推移



資料：国勢調査

※平成17年までは、野上町、美里町の合計

## ②出生の状況

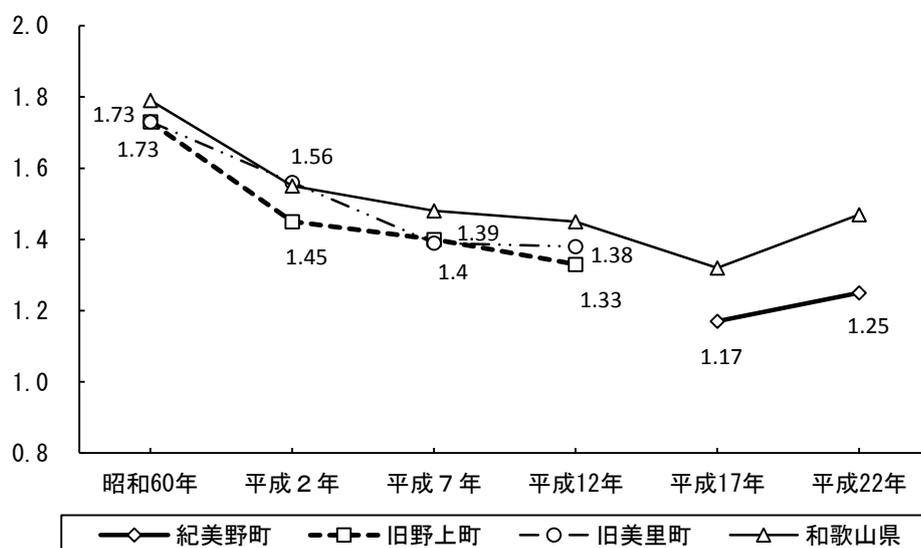
本町の合計特殊出生率\*は和歌山県の平均を下回っています。

特に、本町が誕生してからは、合併前の旧野上町、旧美里町の平均を大きく下回っています。

出生・死亡の状況をみると、死亡が出生を大きく上回っています。出生数は、30～40人台で推移しています。

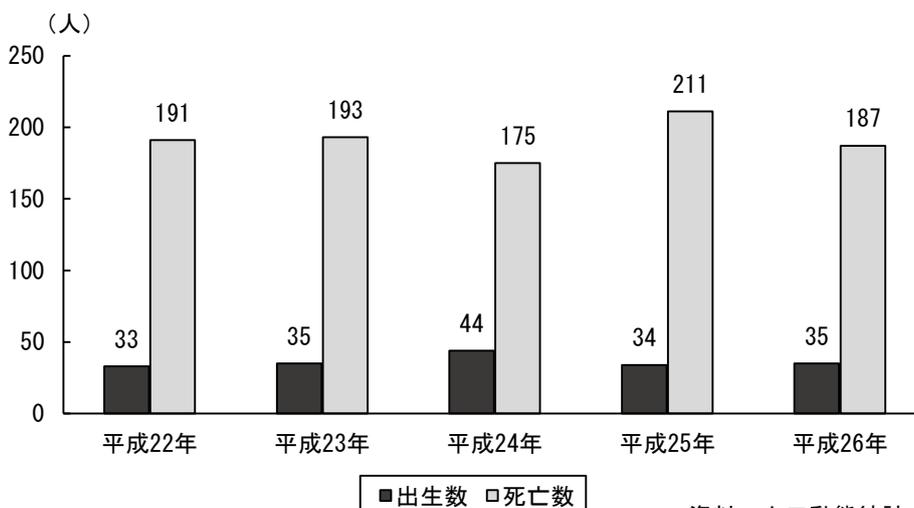
「紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成27年）（以下、住民意識調査という）」によると、子どもの数が減っている理由について、「子育てのための経済的負担が大きいから」が65.3%と最も多く、次いで「結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えたから」が57.1%となっています。

【図表3】合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所市町村別統計

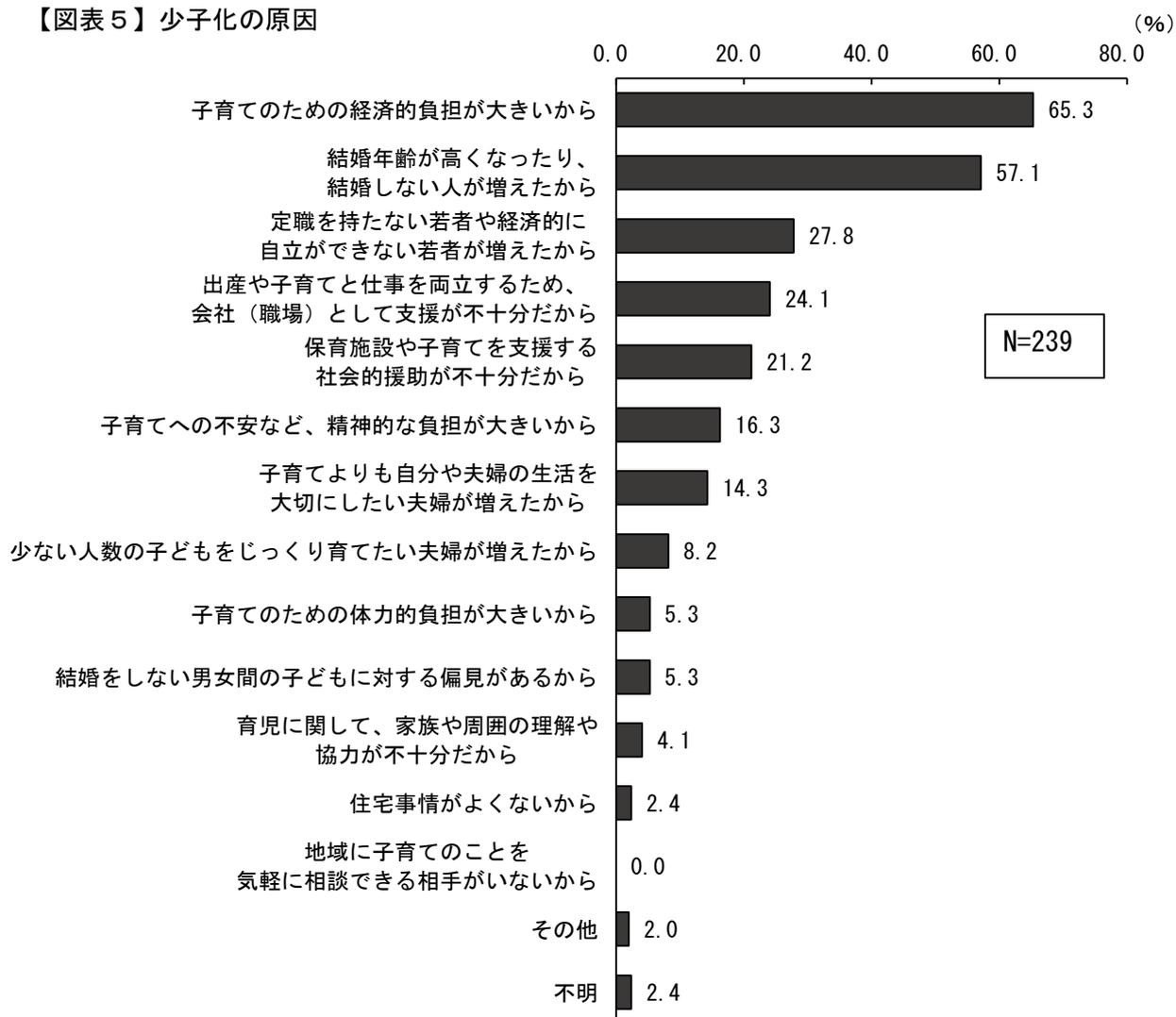
【図表4】出生・死亡数の状況



資料：人口動態統計

\*合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

【図表5】少子化の原因

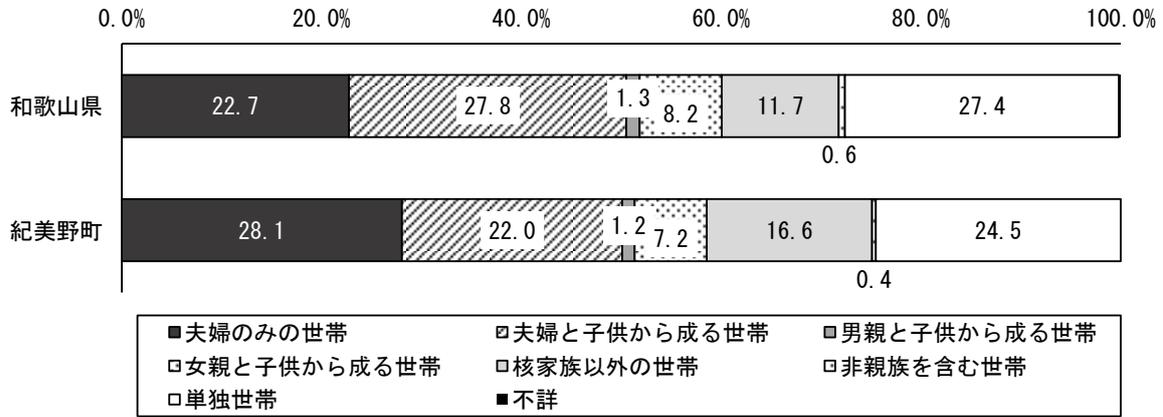


資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成27年）

### ③世帯・婚姻の状況

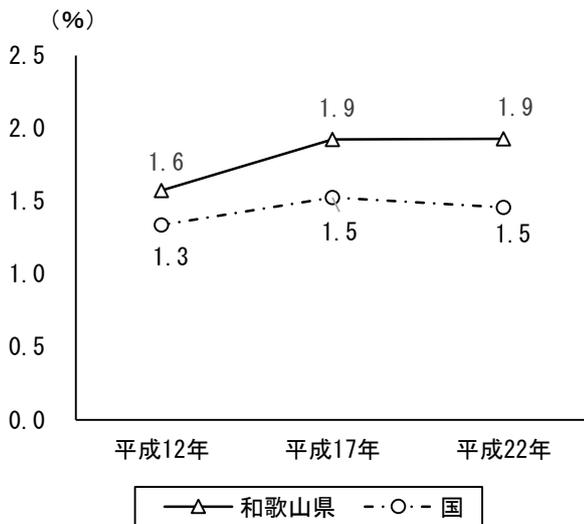
世帯の状況をみると、和歌山県全体では「夫婦と子供から成る世帯」が 27.8%と最も多いですが、本町では「夫婦のみの世帯」が 28.1%と最も多くなっています。本町の「男親と子供」「女親と子供」の世帯は、いずれも和歌山県全体より低い割合となっています。

【図表 6】世帯の状況



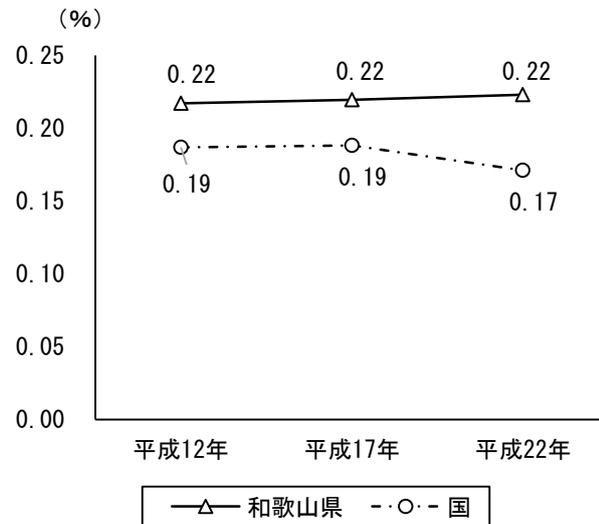
資料：国勢調査（平成 22 年）

【図表 7】母子世帯比率



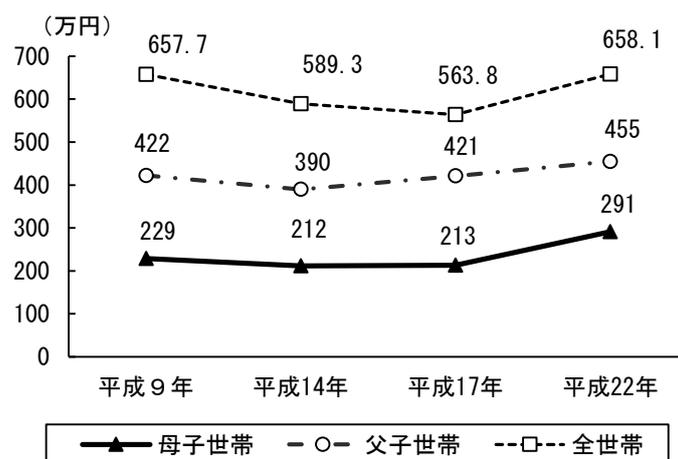
資料：国勢調査

【図表 8】父子世帯比率



資料：国勢調査

【図表 9】ひとり親世帯の収入



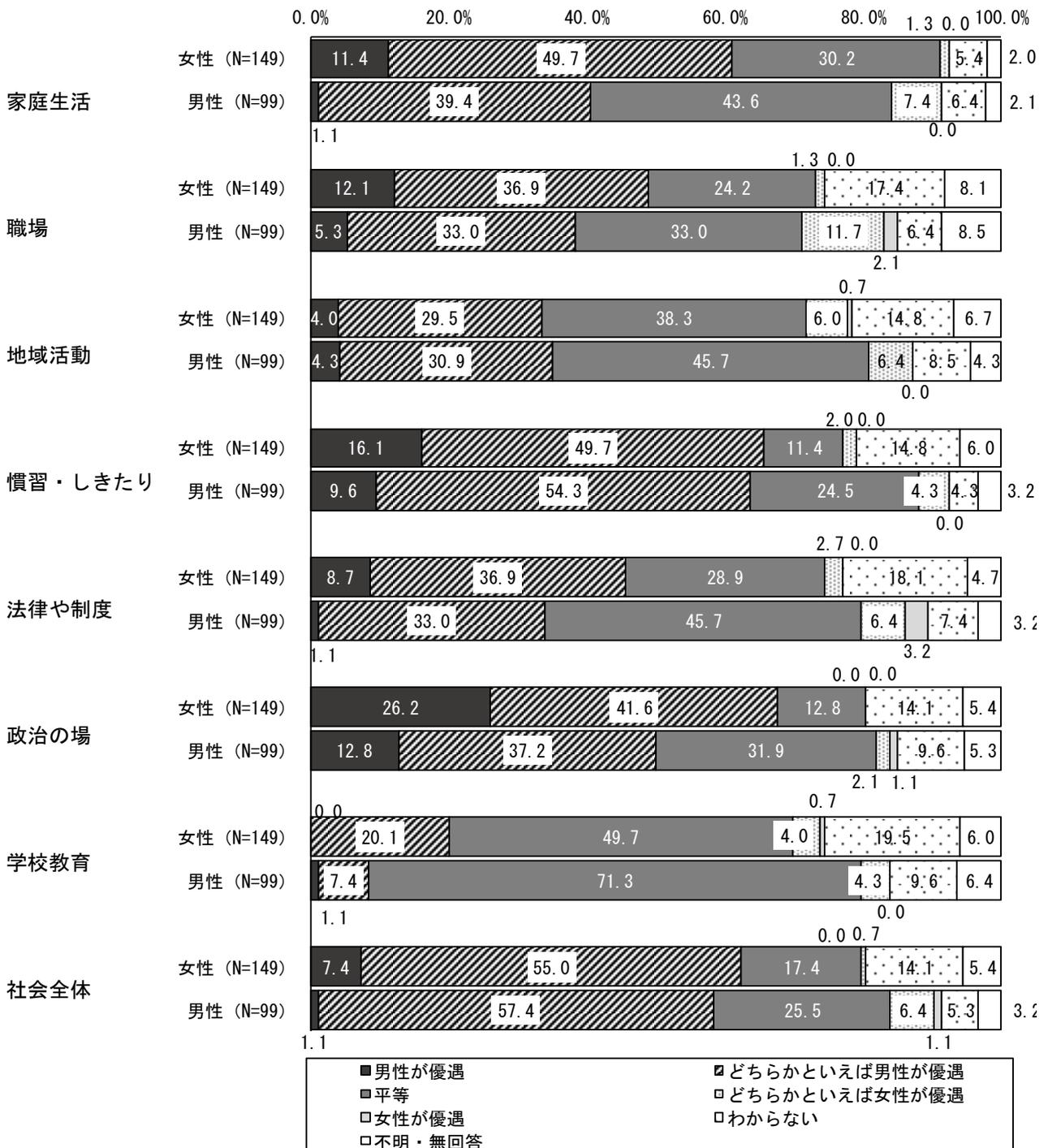
資料：全国母子世帯等調査結果報告（厚生労働省）

## (2) 男女共同参画についての意識

### ①男女平等についての意識

住民意識調査によると、男女平等について、「慣習・しきたり」、「社会全体」、「家庭生活」「政治の場」で男性が優遇されているとする意識が強くなっています。特に、女性のほうが強く感じていることが示されています。

【図表 10】 男女平等についての意識

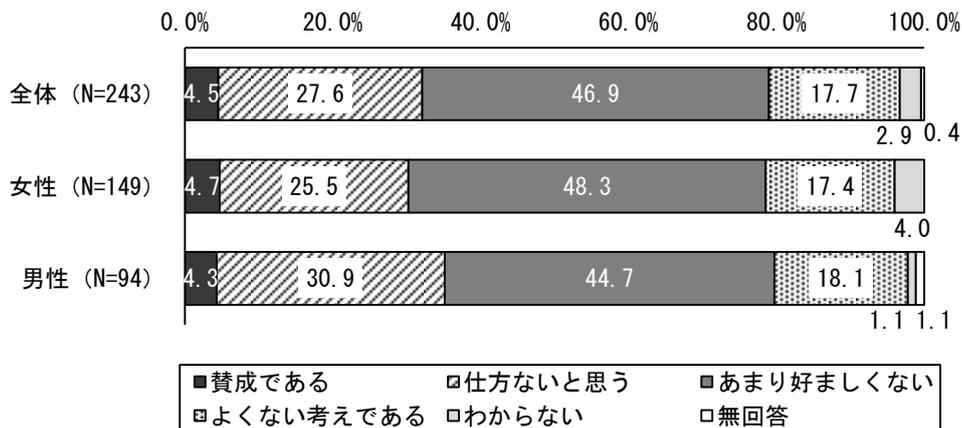


資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成 27 年）

## ②男女の固定的な役割分担

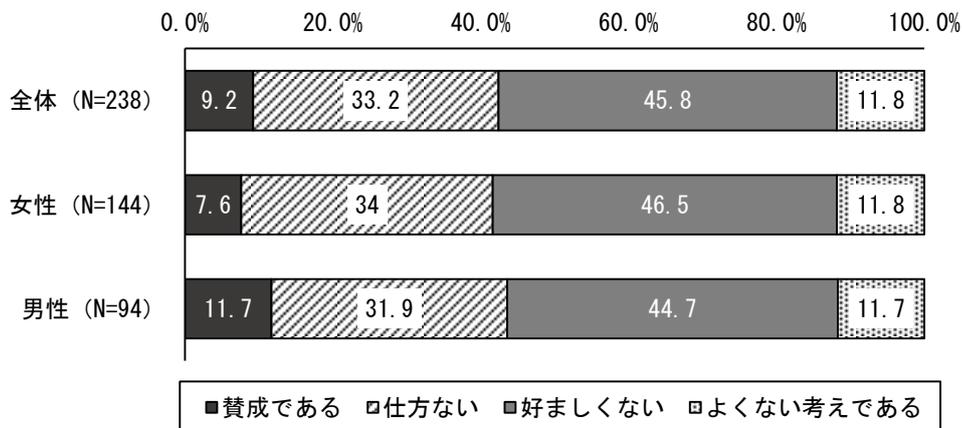
「男は仕事、女は家庭」というような性別による役割分担について、女性の65.7%、男性の62.8%が好ましくないと回答しています。「賛成である」とする回答は、平成21年度の前回調査に比べると女性が2.9ポイント、男性が7.4ポイント減少しています。

【図表 11】 固定的な役割分担



資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成27年）

（前回調査）

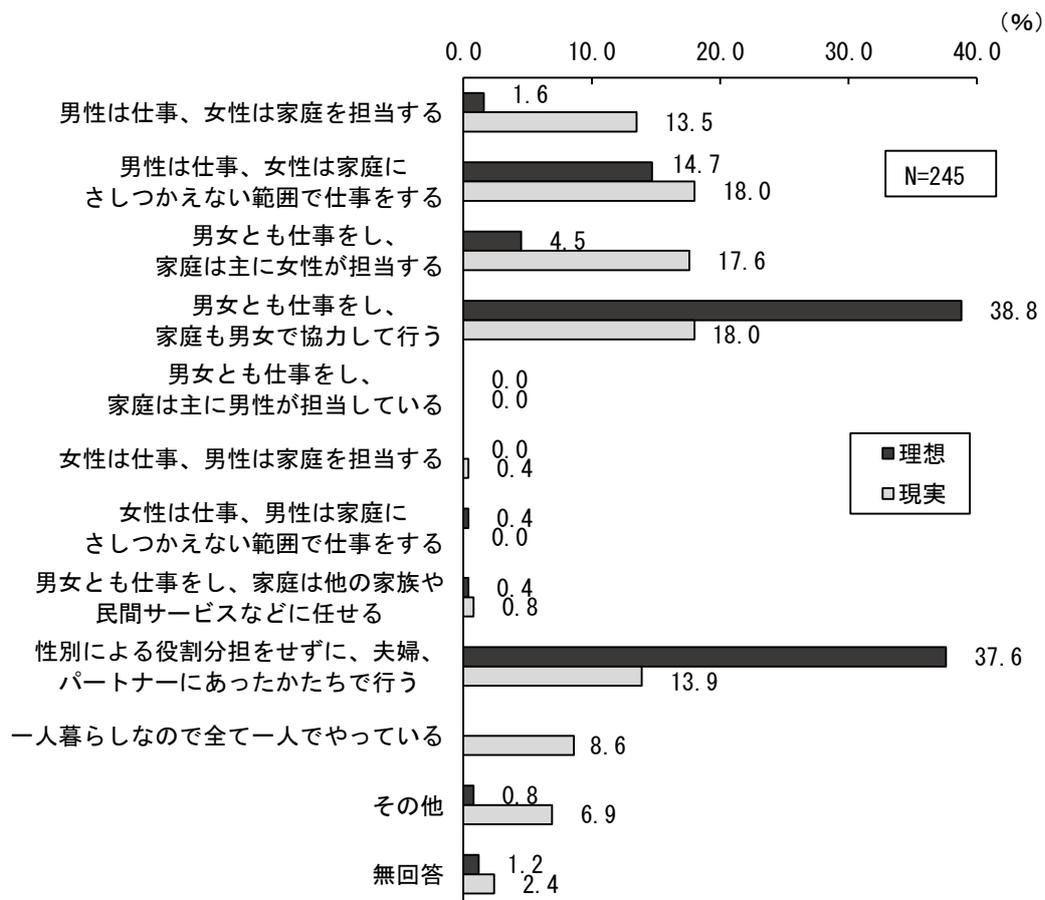


資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成21年）

仕事と家庭の役割分担については、理想では「男女とも仕事をし、家庭も男女で協力して行う」、「性別による役割分担をせずに、夫婦、パートナーにあったかたちで行う」が高くなっていますが、現実には理想よりも大幅に低くなっています。

しかしながら、「男性は仕事、女性は家庭を担当する」、「男性は仕事、女性は家庭にさしつかえない範囲で仕事をする」、「男女とも仕事をし、家庭は主に女性が担当する」を理想とする人は、合計しても2割程度で、男女共同参画の必要性が少しずつ浸透していることがうかがえます。

【図表 12】仕事と家庭の役割分担（理想と現実）



資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成 27 年）

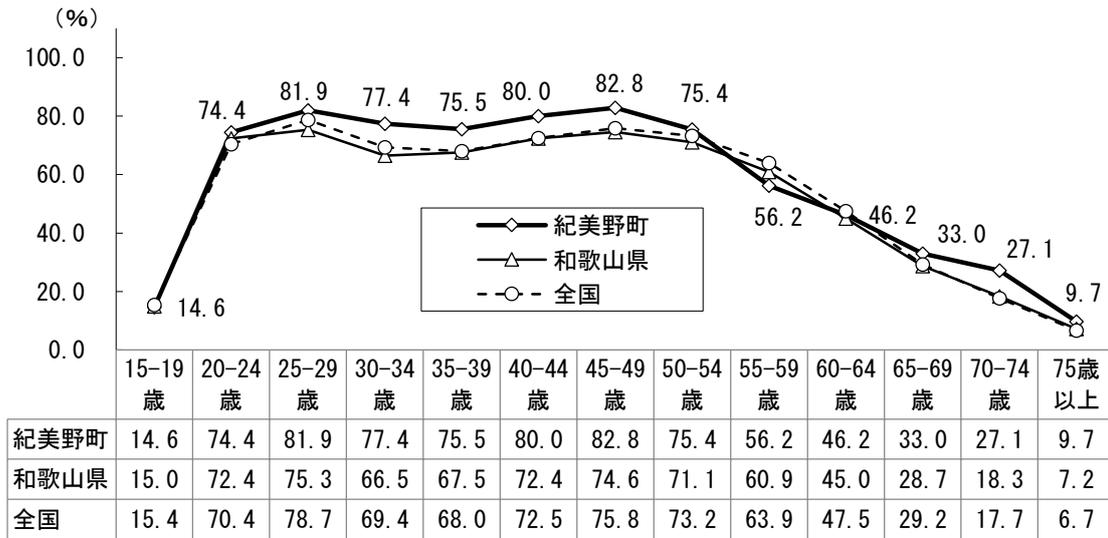
### (3) 職場・地域・家庭における男女共同参画

#### ①雇用・労働の状況

国、県、本町の女性の年齢5歳階層別労働力率をみると、本町は国、県に比べて高い割合を示しています。結婚・出産により一時的に労働力率が低下するM字カーブ\*については、35-39歳で落ち込みがみられますが、著しい状況とはなっていません。

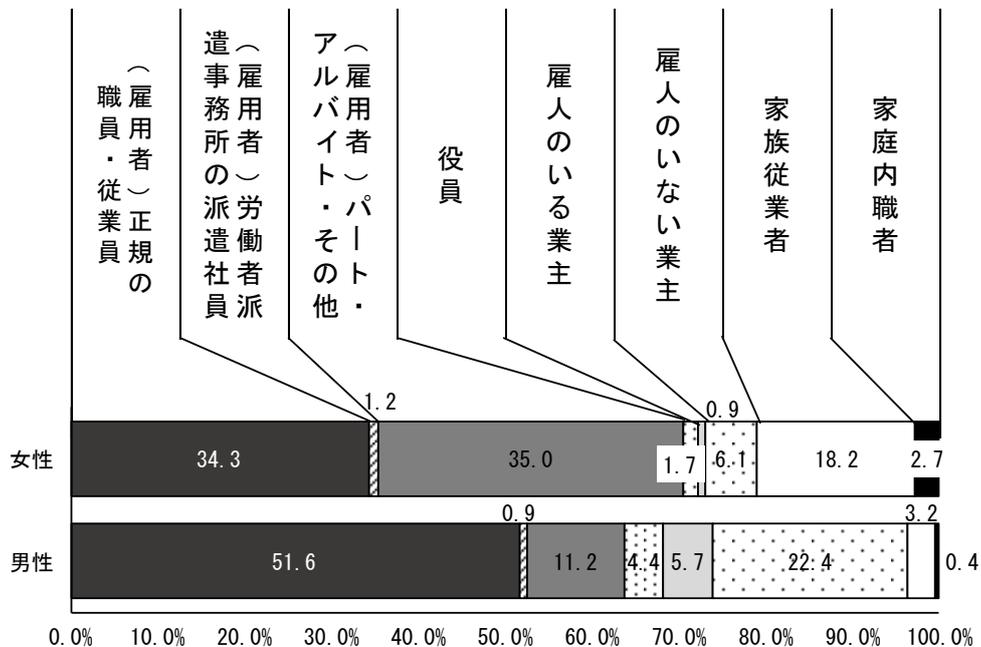
従業上の地位については、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も高くなっています。

【図表 13】 国、県、紀美野町の年齢5歳階層別労働力率



資料：国勢調査（平成22年）

【図表 14】 従業上の地位



資料：国勢調査（平成22年）

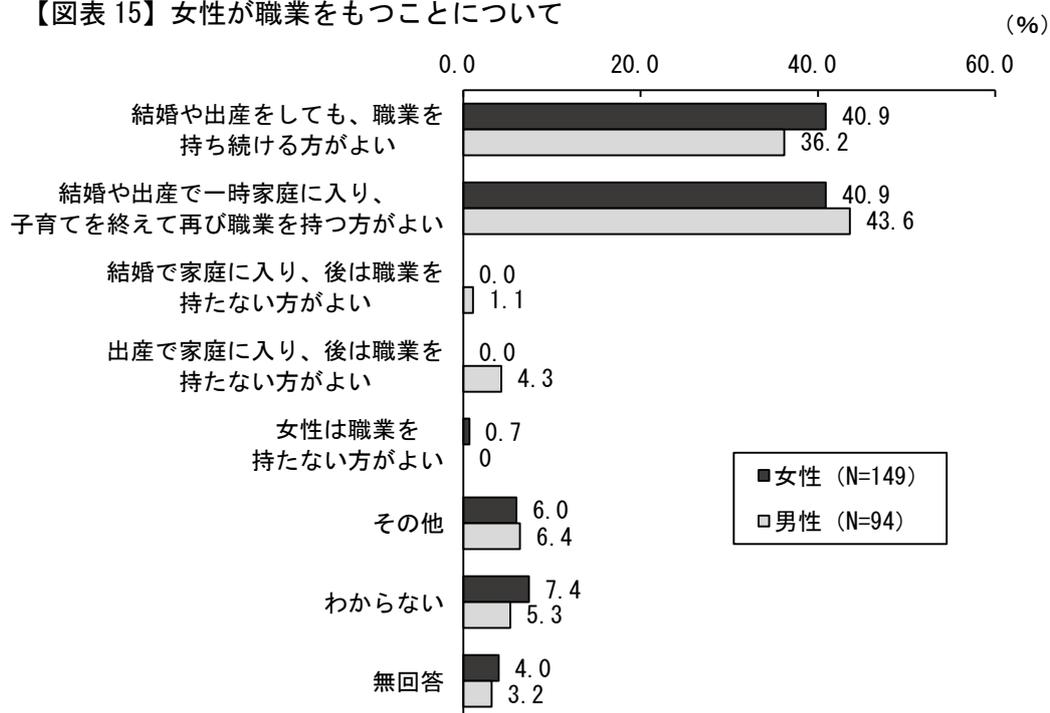
**\*M字カーブ** 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てがひと段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

住民意識調査結果によると、女性は「結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい」、「結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つほうがよい」がいずれも40.9%で最も高いですが、男性は「結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい」が43.6%と最も高くなっています。

「働きたいと思ったときに気がかりになること」については、男性は「自分のしたい仕事に就けるか」が最も高くなっていますが、女性は「年齢制限」、「自分の健康状態や体力に不安がある」が最も多くなっています。女性は、子育てがひと段落して年齢が高くなってから仕事を再開する状況が伺えます。

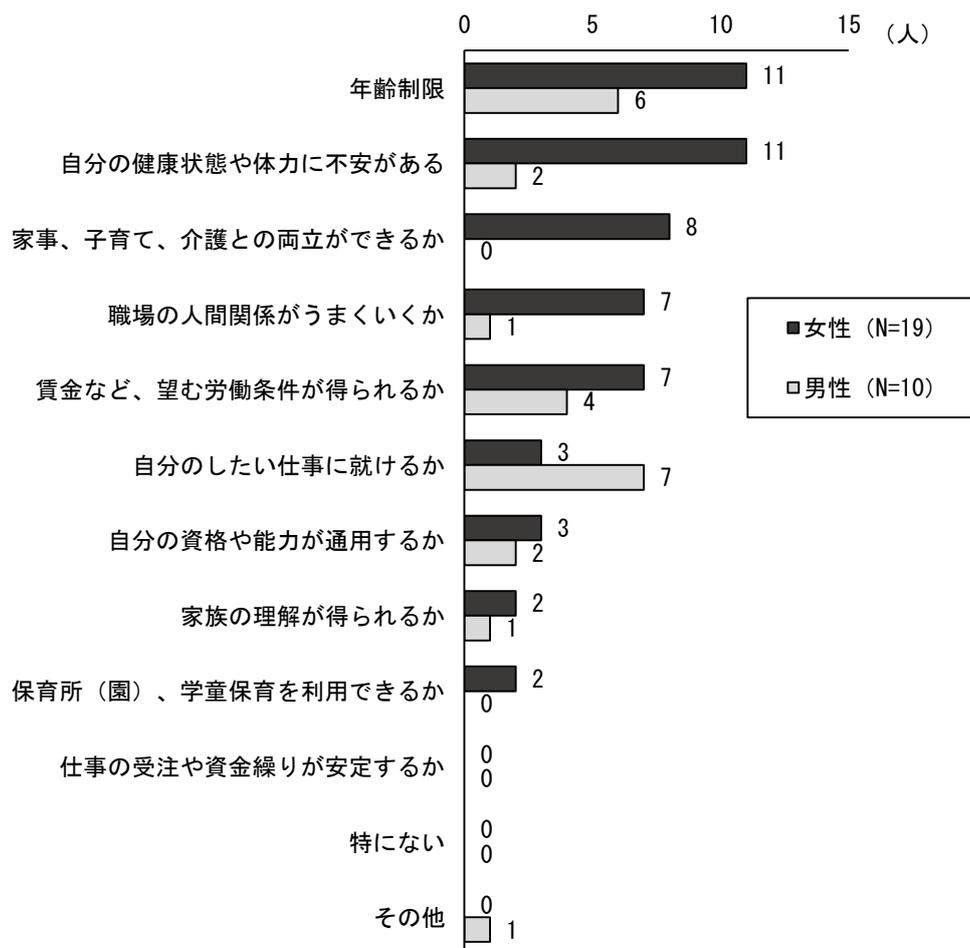
「男女が対等に働くために必要なこと」については、男女ともに「育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする」が最も高くなっています。

【図表 15】女性が職業をもつことについて



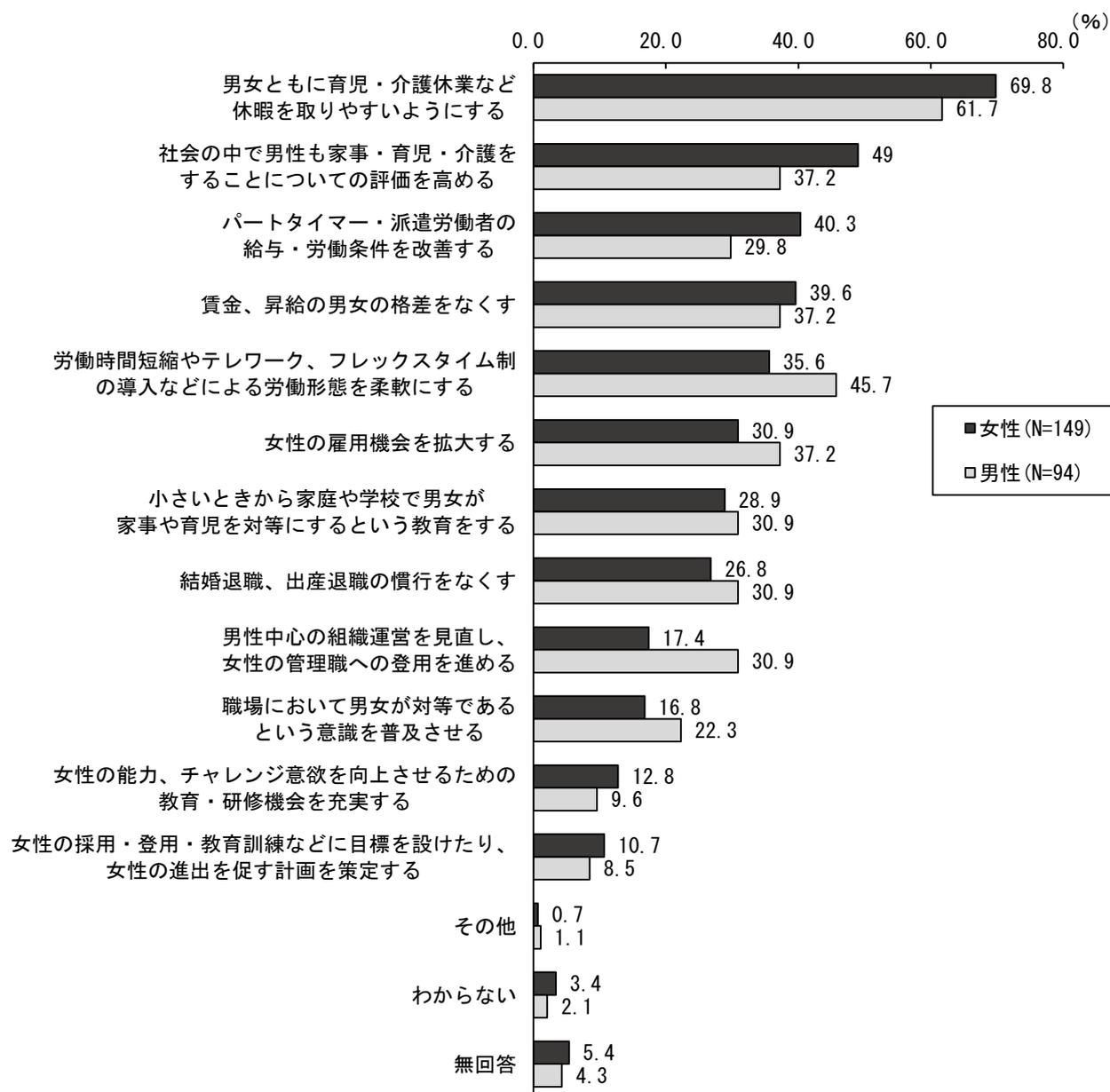
資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成27年）

【図表 16】働く上で気がかりなこと（無回答除く）



資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成 27 年）

【図表 17】 男女が対等に働くために必要なこと



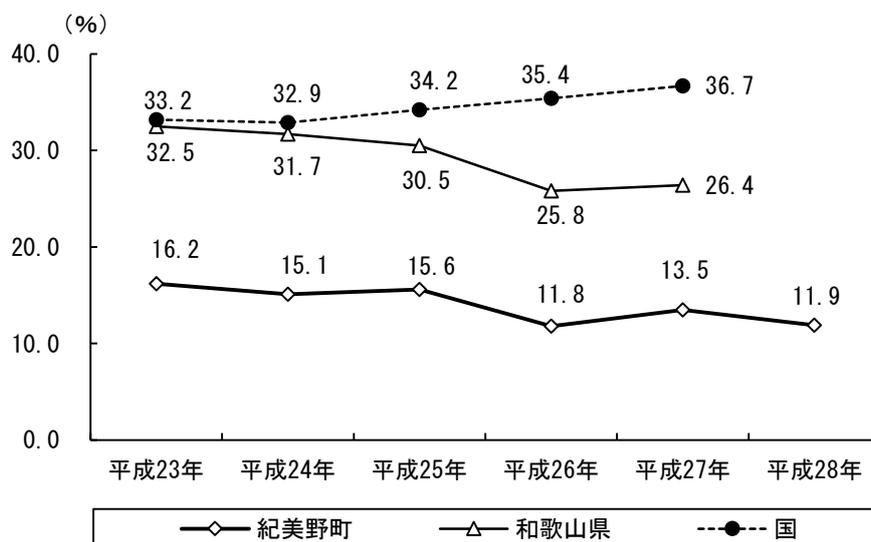
資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成 27 年）

## ②政策・方針決定過程における男女共同参画の状況

審議会委員に占める女性委員割合については、平成27年は13.5%と上昇したものの、平成28年には11.9%に低下し、国や県に比べると低い状況が続いています。

行政委員に占める女性の数についても、女性委員がない行政委員が4つあり、政策・方針決定過程に女性の参画が進んでいない状況となっています。

【図表18】 審議会委員に占める女性委員割合



資料：紀美野町調べ

和歌山県男女共同参画の具体的施策の実施状況年次報告

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（内閣府）

【図表19】 本町の行政委員に占める女性委員の数

行政委員会委員	総数	女性数
教育委員会	5人	2人
選挙管理委員会	4人	0人
公平委員会	3人	0人
監査委員	2人	0人
農業委員会	25人	2人
固定資産評価審査委員会	3人	0人

資料：紀美野町調べ（平成28年4月1日現在）

【図表20】 町議会議員の女性の数

町議会議員の定数	女性議員の数
12人	1人

資料：紀美野町議会事務局

【図表 21】 本町の自治会長の総数と女性自治会長の数

	自治会長の総数	女性の自治会長の数
平成 24 年	64 人	7 人
平成 25 年	64 人	4 人
平成 26 年	64 人	5 人
平成 27 年	64 人	4 人
平成 28 年	64 人	3 人

資料：紀美野町調べ（平成 28 年 4 月 1 日現在）

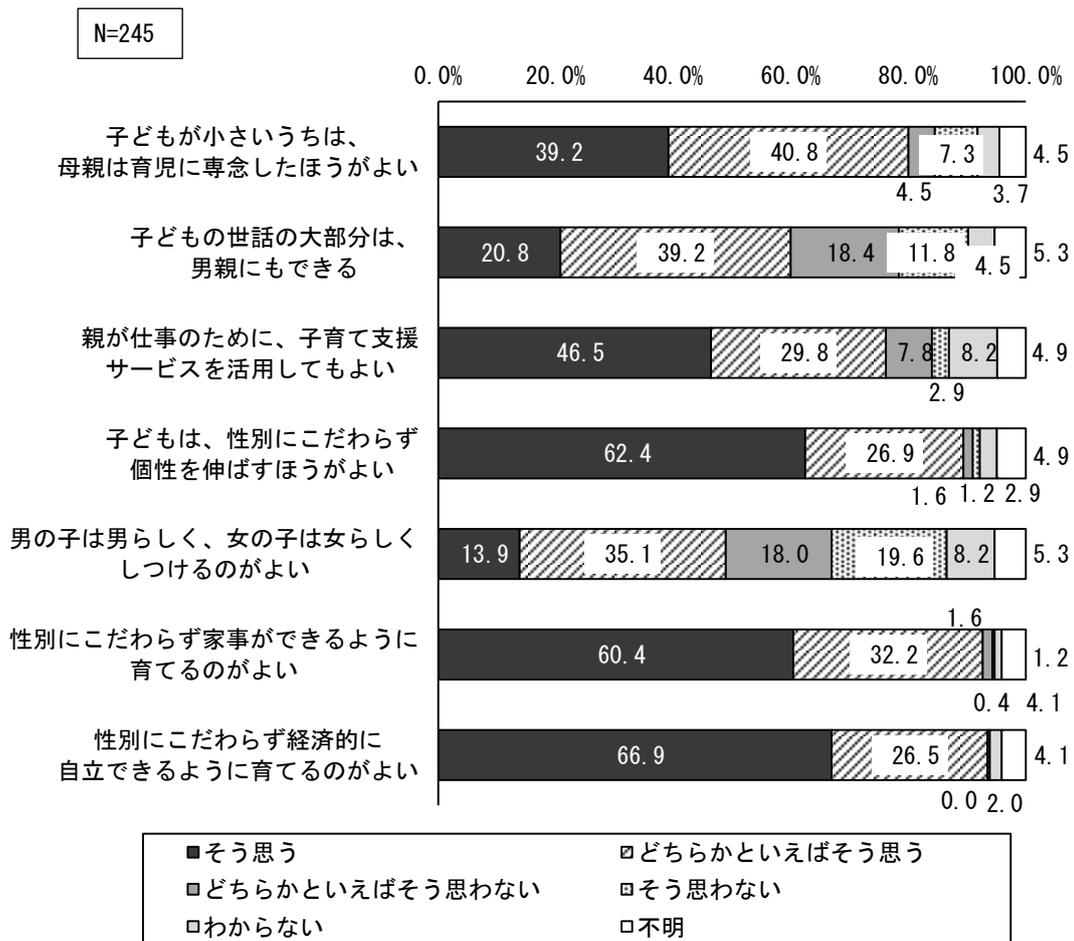
### ③子育て・介護についての男女共同参画への意識

#### ①子育て

住民意識調査によると、「子どもが小さいうちは、母親は育児に専念したほうがよい」という回答は、肯定的な意見が80%を占めています。

子育てについての考えでは、「性別にこだわらず個性を伸ばすほうがよい」、「性別にこだわらず家事ができるように育てるのがよい」、「性別にこだわらず経済的に自立できるように育てるのがよい」で、いずれも90%前後の人が肯定的な意見を示しています。

【図表 22】子育てについての意識



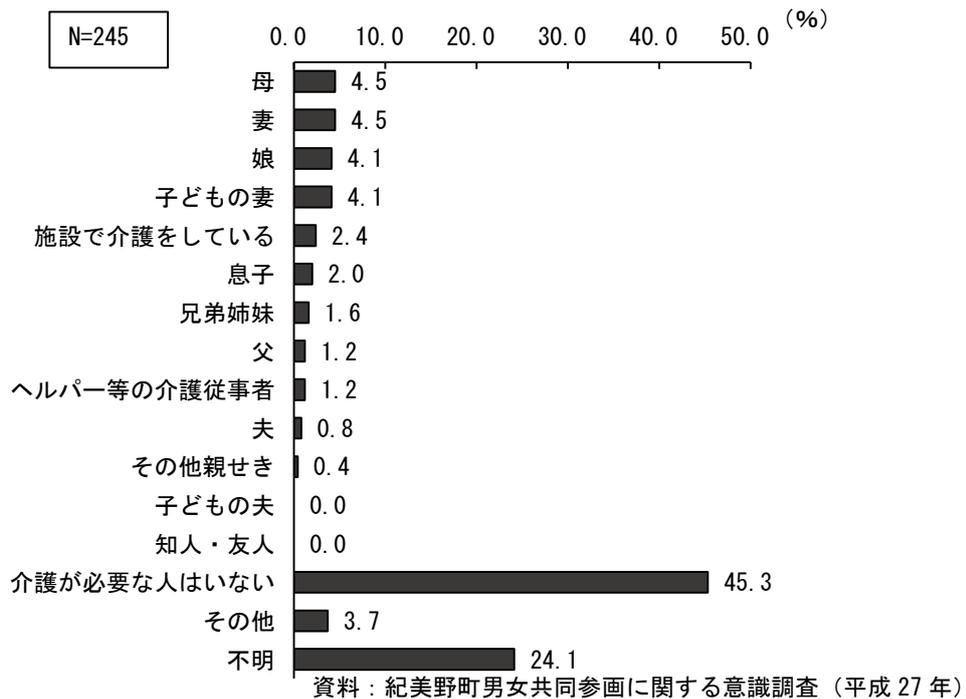
資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成 27 年）

## ②介護

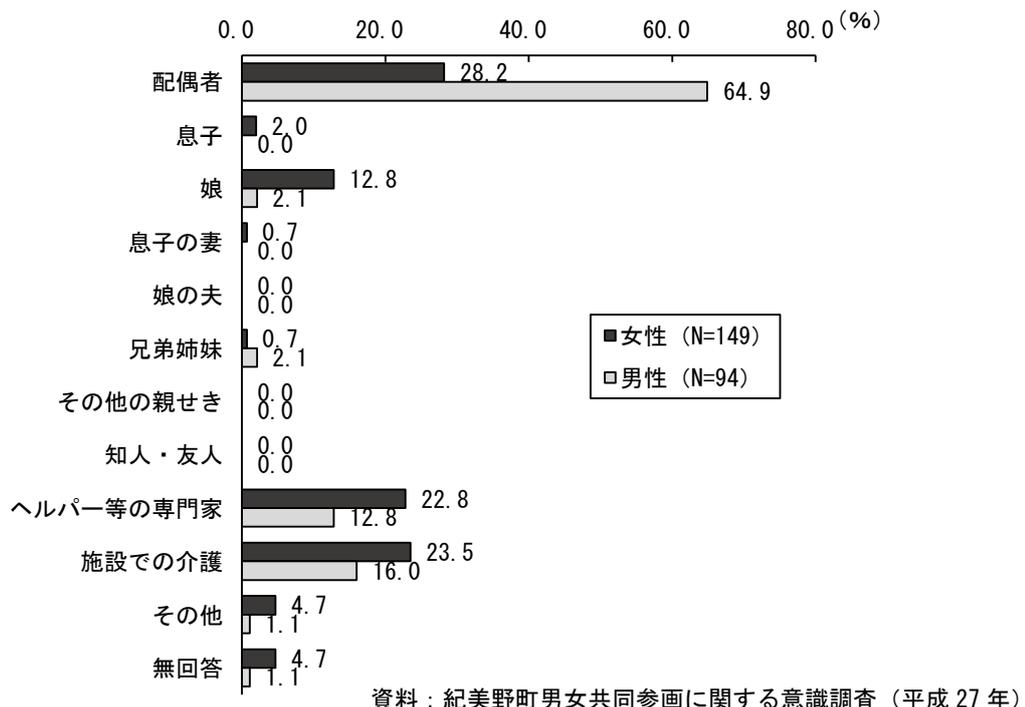
住民意識調査によると、介護を担っている人は、「母」や「妻」、「娘」、「子どもの妻」など女性が多いことが示されています。

介護をしてもらいたい人についても、男性は「配偶者」が64.9%と最も多くなっています。女性も「配偶者」が最も多く、28.2%となっていますが、「ヘルパー等の専門家」も22.8%、「施設での介護」も23.5%となっています。「息子の妻」という回答は、女性の0.7%、男性は0.0%とわずかで、嫁が介護するのはあたり前という時代から変わりつつあることが明らかになっています。

【図表 23】主な介護担当者



【図表 24】介護してもらいたい人

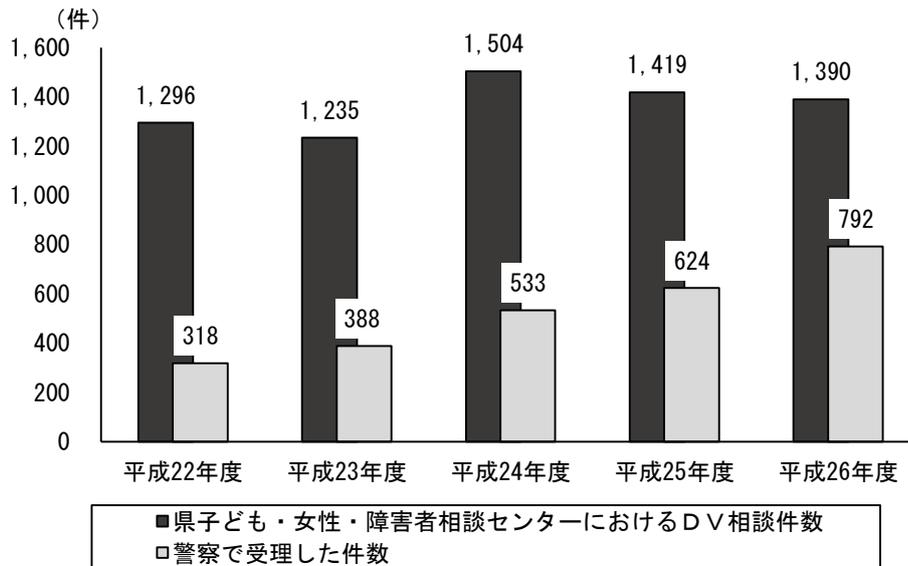


#### (4) 男女間の暴力

和歌山県子ども・女性・障害者相談センターにおけるドメスティック・バイレンス（DV）\*相談件数は、平成24年度をピークにやや減少しています。しかしながら、警察に寄せられた相談件数は、年々増加しています。

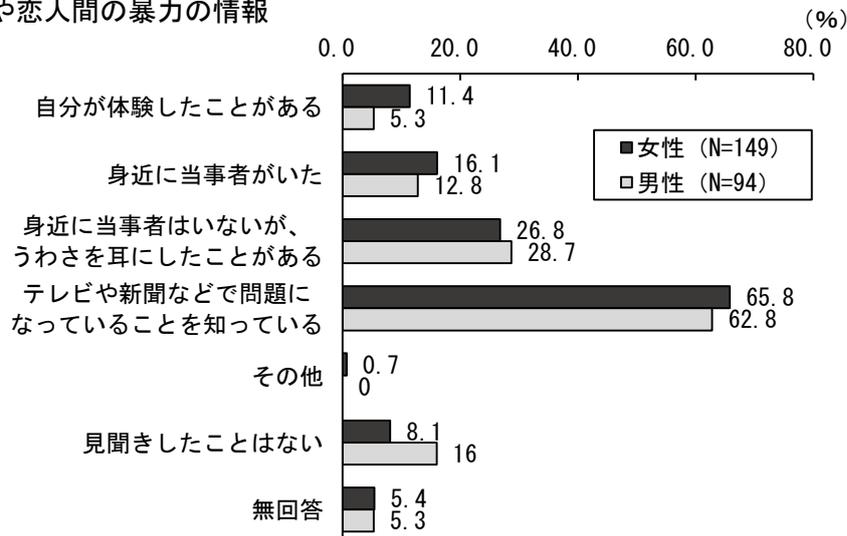
住民意識調査によると、DVについて知っているという回答は男女ともに60%を超えています。女性の16.1%が「身近に当事者がいた」、11.4%が「自分が体験した」と回答しており、男性よりも女性が多くなっています。

【図表 25】和歌山県におけるドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数の推移



資料：和歌山県調べ

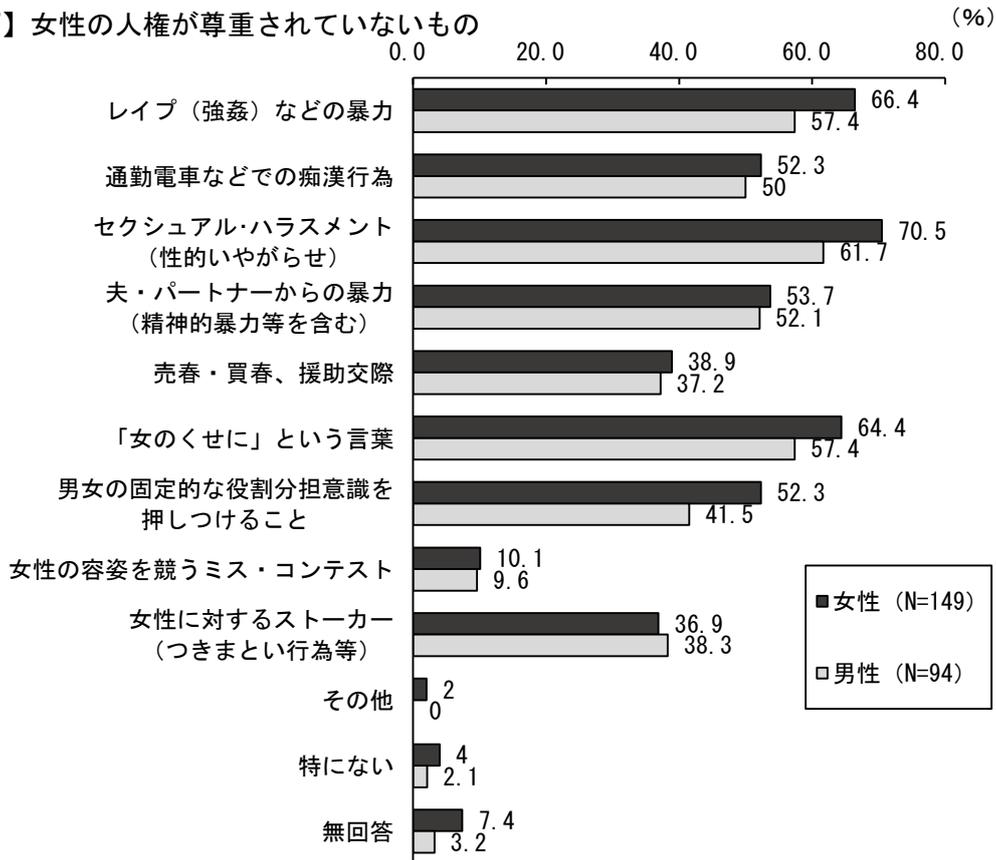
【図表 26】夫婦や恋人間の暴力の情報



資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成27年）

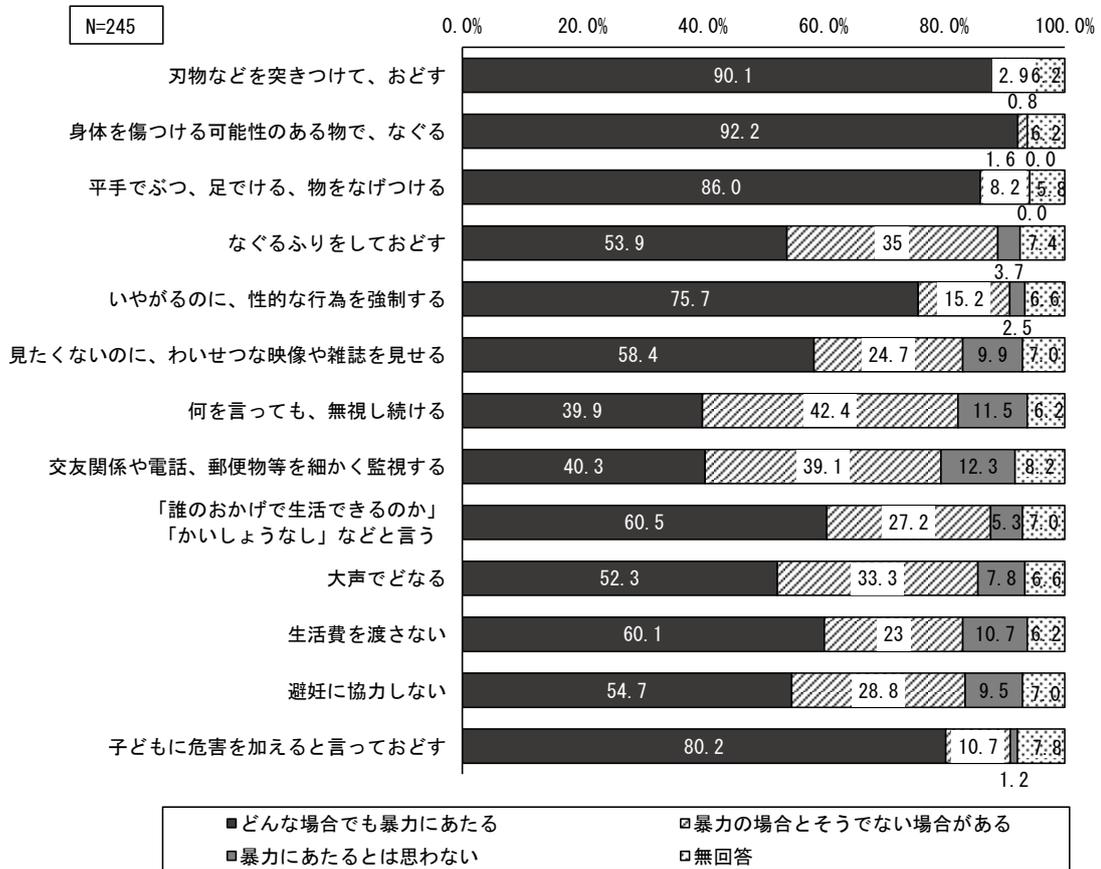
\*ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者からの暴力） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

【図表 27】 女性の人権が尊重されていないもの



資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査 (平成 27 年)

【図表 28】 暴力の認識について



資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査 (平成 27 年)

#### (5) 住民意識調査自由回答より

- 地域の祭りなどで、男性は座って、女性が食事や飲み物の世話をしているのは本当に腹立たしい。(40 歳代女性)
- 家庭においては男性も、姑も何もしない。古すぎる。(40 歳代女性)
- 女性だけに目を向けるのではなく、全体的な改善案が必要 (20 歳代男性)
- 子どもたちには、自分の仕事に誇りを持ち、分担して家事ができるように育児をしている。(40 歳代女性)
- 女性自身が積極的に取り組む意識改革が必要。(60 歳代女性)
- 女性が下働き、男性はタバコを吸っていていいという意識を変えるための根気強い対応、アピールが必要。(60 歳代女性)
- 一人ひとりが個性を生かして生活していける社会の実現を目指してほしい。(50 歳代女性)
- 女性が強く、家庭では男性がかわいそうなケースも多い。(30 歳代男性)
- 働く女性や未婚の女性、子どものいない女性に対する偏見がある。不愉快な発言や無神経で差別的な発言にモラルのなさを感じることもある。(30 歳代女性)

## 2. 計画改定にあたって ～第1次計画の成果と課題～

第1次計画のもとで、男女共同参画に関する様々な施策に取り組んできました。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす人づくり

教育の場において男女共同参画についての学習に取り組んできましたが、住民意識調査結果をみると、「慣習・しきたり」や「政治の場」などで男性優遇を感じている人の割合が依然として高くなっています。政策・方針決定の場への女性の参画拡大についても、長期総合計画に審議会等への女性委員の登用についての目標値を定めていますが、依然として低い割合になっています。引き続き、学習の機会の提供や啓発活動などを推進する必要があります。

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画環境づくり

男女雇用機会均等法についての啓発活動や、女性の社会進出を支える子育て・介護支援サービスの充実、仕事と家庭の両立支援に向けた啓発などに取り組んできましたが、住民意識調査においても女性は「結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい」という意見が40%を超え、依然として育児や介護は女性が担うものという意識が根強く残っています。職場においても、「男性が優遇されている」と感じている女性は50%近くを占めています。働く場における男女共同参画の推進を一層進めるとともに、それを支える社会福祉サービスを充実し、家庭においても男女共同参画の推進に向けて取り組む必要があります。

### 基本目標Ⅲ 男女相互の協力による豊かな暮らしづくり

男女がともに豊かに暮らせる地域づくりに取り組んできました。高齢者の介護予防事業やサロン活動、スポーツ活動などで一定の成果はみられますが、活動の固定化や会員の高齢化、新規入会者が少ないなどの課題もあります。65歳以上の高齢化率が44.2%（平成27年国勢調査）を占めていることから、健康寿命の延伸や介護予防に加え、健康で生きいきと暮らすための施策の充実が一層、求められます。また、障害のある人やひとり親家庭など、様々な困難を抱える人への支援も必要です。

### 基本目標Ⅳ 人権尊重の社会づくり

女性の性や健康についての学習を学校現場などで実施していますが、暴力防止に向けた取組は浸透していないのが現状です。住民意識調査結果によると、暴力の認識について、身体的な暴力は暴力と認識しているという回答が高くなっていますが、「何を言っても、無視し続ける」、「交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する」といった社会的暴力については、暴力の認識が低いことがわかります。精神的な暴力や経済的なこともDV（ドメスティック・バイオレンス）にあたるという啓発を進めることが必要です。また、子どもたちの間に携帯電話が普及し、インターネットなど様々な情報媒体が増えていることから、メディア・リテラシー\*の育成に一層、取り組むことが必要です。

\*メディア・リテラシー メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

## 計画改定で求められる視点

### ①男女共同参画の視点での防災対策

東日本大震災やその後の大規模災害において、防災対策や避難所運営について女性の視点が必要とされることが課題になりました。これらを教訓に、防災の分野への女性の意見を反映できる取組が求められます。

### ②女性活躍推進法の推進計画としての位置づけ

政策・方針決定の場への女性の参画や、採用や昇格、賃金など、働く場における男女の機会均等と待遇を確保する取組が求められます。

### ③子ども子育て支援新制度や地方創生からの取組

子育て支援の充実や、女性の能力を發揮できる仕組みづくりが必要です。

### ④ワーク・ライフ・バランス\*の実現

男女がともに、仕事と家庭の調和がとれた生活を営むことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要です。

### ⑤生活上の困難に直面する男女への支援

生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策法が施行され、生活上の困難に直面する人たちの問題に取り組む必要があります。子どもの貧困対策法で、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように、教育の機会均等などへの対策が求められています。また、ひとり親家庭に対してだけではなく、様々な困難を抱える人への対策が必要です。

### ⑥男性に対する施策の充実

高齢化への対応や地域社会での男女共同参画を進める上で、男性に対する施策の充実が求められます。

### ⑦多様性を重んじる施策の実施

セクシュアル・マイノリティ\*や多様な家族形態など、多様性を重んじる施策が求められます。

### ⑧インターネットにおける男女の人権の尊重

SNS\*等の新しい情報発信技術の普及により、人権を侵害しない取組が必要です。

### ⑨ハラスメント防止に向けた取組

ハラスメント防止に向けて認識を深め、啓発を行うなどの取組が必要です。

---

\*ワーク・ライフ・バランス 仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりのことで、少子化対策の一環として、企業は子育て支援などへの積極的な取組が求められています。

\*SNS 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法で、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう」と定義されています。

紀美野町においても、男女は平等で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で、十分発揮することのできる社会づくりをめざします。

紀美野町男女共同参画基本計画の「基本理念」

**手と手をつなぎ 共に支えあう 美しい町きみの**

### 2. 基本目標

I. 男女共同参画をめざす人づくり

II. あらゆる分野への男女共同参画環境づくり

III. 男女相互の協力による豊かな暮らしづくり

IV. 人権尊重の社会づくり

### 3. 計画の体系

基本目標	重点目標	施策の方向性
Ⅰ. 男女共同参画をめざす人づくり	1. 男女共同参画に向けた次世代教育の充実	(1) 学校教育・社会教育における男女共同参画計画の推進
		(2) 子どもの発達段階に応じた教育の推進
		(3) 家庭や地域における教育・学習の充実
	2. 政策・方針決定の場への参画	(1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
		(2) 事業所・団体等への女性の積極的な参画
		(3) 女性人材・リーダーの発掘・育成
(4) 防災の分野への男女共同参画の推進		
Ⅱ. あらゆる分野への男女共同参画環境づくり	1. 働く場における男女共同参画の推進	(1) 働く場での男女の機会均等と待遇の確保
		(2) 農業や自営業等における労働環境の整備
		(3) 女性のチャレンジ支援、起業支援
	2. 子育てと介護等への支援	(1) 子育て支援・社会福祉サービスの充実
		(2) こども園や保育所、学童保育所の子育て支援体制の充実
	3. 家庭と仕事の両立	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援
(2) 家庭生活における男女共同参画の推進		
Ⅲ. 男女相互の協力による豊かな暮らしづくり	1. 地域社会における男女共同参画の充実	(1) 地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進
		(2) 高齢者等の社会参画の啓発推進
		(3) 男性に対する施策の推進
	2. 誰もが安心して暮らせる社会づくり	(1) ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援
		(2) 高齢者や障害者（児）が安心して暮らせる体制づくり
		(3) 生涯にわたる男女の健康支援
3. 総合相談の充実	(1) 女性相談窓口等の周知と充実	
	(2) 関係機関との連携	
Ⅳ. 人権尊重の社会づくり	1. 男女相互の性の尊重	(1) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての情報提供と啓発
		(2) 多様な性や家族形態への理解の促進
	2. メディアにおける性ととらわれない表現	(1) 男女共同参画に関する正しい理解と啓発の推進
		(2) 情報発信における男女の人権に対する理解の促進
	3. ハラスメント防止に向けた取組の推進	(1) ハラスメント防止に向けた意識啓発
	4. あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない意識の醸成
		(2) DVの早期発見と相談体制の充実
		(3) DV被害者の安全確保と保護等の支援
(4) 自立に向けた支援の実施		

## 4. それぞれが担う役割

### ★行政の役割

- まちづくり活動に対する支援や活動拠点の充実を図り、町民と行政とのネットワーク構築など協働の環境を整備するよう努めます。
- 各種講座や講演会などを開催し、専門的知識を習得してもらう機会を提供し、人材の発掘や、リーダーの育成を図るよう努めます。
- 町民活動や町全体の動きを的確にとらえ、町の計画策定過程などを情報提供しながら、町民との情報の共有化を図るよう努めます。
- 男女がともに働きながら家事や育児・子育て・介護などを両立できるよう支援に取り組むとともに、男性の家事・育児・介護などへ参加を促進するための情報提供や啓発、子育て・介護支援の充実など環境整備を図るよう努めます。
- 方針決定の場への男女共同参画が進むように町が率先して取り組むことに加え、町も事業主である側面から、ワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境の改善など模範となるよう努めます。

### ★住民の役割

- 地域に関心を持ち、地域の活動（町内会等）に参加することが大切です。また、自らが持つ知識や能力を地域活動やボランティア活動などに生かすことが大切です。
- 町広報誌やホームページなど様々な機会を通じて、情報を収集することが大切です。

### ★事業主（所）の役割

- ワーク・ライフ・バランスを理解し、事業主（所）による仕事と家庭の両立支援の取組を図ることが大切です。
- 事業主（所）も地域の一員であり、地域の活動に参加することが大切です。また情報や技術等を提供することも大切です。

### ★地域団体の役割

- 住民や団体同士で防災・防犯・福祉・環境など、日常のあらゆる分野において、重要な役割を担っており、地域の住民同士の交流を図ることが大切です。
- 地域団体において、性別の違いで役割分担を決めていないか点検をし、活動方針の決定や計画の立案等において男女がともに参画することが大切です。

### ★学校等の役割

- 学校教育においては、人権の尊重、男女の平等、相互理解と協力の視点に立って、学習の充実を図るとともに、児童生徒が性別にこだわらず、一人ひとりの個性や能力・適正などを大切にできるように、発達段階に応じた指導が必要です。
- 生涯において男女共同参画意識の確立を図るため、特に人格形成に最も重要な年齢にあたる幼児教育・学校教育のあらゆる場で、ジェンダー\*にとらわれない保育・教育施策を積極的に推進することが必要です。

\*ジェンダー 「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。



## 第4章 施策の方向

### I. 男女共同参画をめざす人づくり

男女共同参画を進めるためには、家庭や学校、地域社会に残っている性別による偏りや差別を解消し、男女が性別にとらわれることなく、お互いに認め合うことが大切です。住民意識調査によると、「慣習やしきたり」、「政治の場」において、男性が優遇されていると感じる人が多くなっています（図表 10）。そのため、あらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が平等に参画する場を充実します。

また、平成 27 年に制定・施行された女性活躍推進法にもとづき、女性が職業生活において個性と能力を発揮できるように取組を推進します。

#### 1. 男女共同参画に向けた次世代教育の充実

##### (1) 学校教育・社会教育における男女共同参画計画の推進

学校教育は児童生徒の価値観や行動様式の形成に大きな役割を持っています。お互いの違いを認め合い、相手を尊重する心を育てることが大切です。また、固定的な性別役割分担\*にこだわらず、性別の違いが将来選択における可能性を制限しない教育を進めます。

また、地域の人たちとふれあい助け合いながら、社会活動を通じ男女の参画の大切さを学ぶ取組を進めます。

	施策	施策内容	担当課
1	指導者に対する意識啓発、資質向上	教職員や保護者、地域活動（スポーツ少年団等）指導者に対して、男女共同参画の意識啓発を行い、資質向上を図ります。	教育課
2	学校教育の総合的な学習や、体験活動の実施	学校教育で総合的な学習の時間に地域の方々との共同の作業や、宿泊を伴う体験活動を通じて男女共同参画についての理解を図ります。	教育課
3	ジェンダーにとらわれない教育の実施（新）	男性だから、女性だからという理由で可能性を狭めることがないように、個性や適性にあった進路を選択できる教育を実施します。	教育課

\***固定的な性別役割分担** 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

## (2) 子どもの発達段階に応じた教育の推進

乳幼児から小学校入学、そして中学校へと子どもが育っていく中で、発達段階に応じて男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を育てる取組を進めます。

	施策	施策内容	担当課
4	家庭の中の役割分担意識の見直し	女性も男性も大人も子どもも家族の一員として責任を持ち平等に尊重されるよう、家庭教育の学習機会を充実します。	教育課
5	就学時前教育の取組	保育所利用や、子育て支援センターの活用を通じ、教育の機会を図ります。また、子どもの発達段階に応じた教育の充実をめざします。	保健福祉課 教育課

## (3) 家庭や地域における教育・学習の充実

誰もが地域社会に残る慣習・古いしきたりに固執することなく、男女が対等に地域活動に参加し、企画方針決定に関わることができるよう、家庭では、お互いの協力により豊かで住みよい場所にするため、男女共同参画についての学習機会の充実に努めます。

	施策	施策内容	担当課
6	男女共同参画の視点に立って見直すための啓発活動	地域社会において、男女共同参画を促進するため中心となって活躍するリーダーの養成や情報提供の充実を図るとともに、町民大学講座等の学習機会の充実と啓発を通じて男女共同参画意識の定着に努めます。	教育課
7	女性のエンパワメント*を支援する学習機会の充実（新）	女性の様々な可能性や能力を拡大することにつながる各種講座や研修等、学習機会の充実を図ります。	教育課
8	地域社会における男女の役割の見直し	地域や家庭における固定化された性別の慣習を見直すとともに、男女の意識改革を図る学習機会を充実します。	教育課

- 「男の子だから」、「女の子だから」と決めつけず、一人ひとりの個性に合わせて子どもたちに接しましょう。
- 身近なところで性別の違いによる慣習を見直しましょう。
- 性別にとらわれず、自分の可能性を追求しましょう。



男性も、女性も、意識改革が必要だね。  
町内会の役員を決めるときに、あらかじめ男女比を決めるとか、男女ともに呼びかけるなどをしてはどうか。  
男女共同参画ワークショップの意見より

\*エンパワメント 女性が、力をもった存在になること。女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、政治・経済・社会・家庭などの分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする概念です。

## 2. 政策・方針決定の場への参画

### (1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

魅力ある豊かな町を築いていくためには、町民の半数以上を占める女性の能力と活力を生かしていくことが大切です。しかし、紀美野町の審議会委員の女性委員の比率は、平成28年4月1日現在、11.9%（図表18）、行政委員の女性の割合は9.5%（図表19）となっており、依然として低い状態にあります。町議会議員の中で女性議員は12人中1人と少なく（図表20）、政策・方針決定の場への女性の参画は十分とはいえない状況です。

紀美野町職員の管理的地位にある職員に占める女性比率は、平成28年4月1日現在、6.0%となっています。女性活躍推進法の「特定事業主行動計画」における目標（7%以上）を達成すべく、取組を進めます。

また自治会長の女性の割合は低く（図表21）、方針決定の場への女性の参画が十分に進んでいるとはいえない状況であり、一層の登用を図る必要があり、意識改革に努めます。

	施策	施策内容	担当課
9	審議会等委員への女性の参画促進	政策や方針に女性の立場や意見を反映させていくため、審議会等への女性委員を積極的に登用する働きかけを行います。	総務課
10	庁内の意識改革と職域の拡大	町職員全体が、職場における男女の機会均等を理解し、男女共同参画を推進するため、女性職員の職域拡大をめざします。 女性活躍推進法の特定事業主行動計画にもとづき、男女の機会均等や女性職員の職域拡大を進めます。男女ともに働きやすく仕事と家庭の調和のとれる職場づくりを推進します。	総務課
11	性別にかかわらず管理職への登用促進	職員の意識の高揚と能力向上を図るため女性自身が様々な場面において能力を発揮できるよう研修を行うとともに、女性職員の管理職への積極的な登用を推進します。特定事業主行動計画の数値目標達成に向けて取組を進めます。	総務課
12	行政の施策等における女性の意見の反映（新）	紀美野町女性団体連絡協議会における町当局との意見交換会を行うなどの機会を設け、女性の意見を行政施策等に反映できるように取組を進めます。	総務課



女はでしゃばらないという意識がある。

みんなで町議会の傍聴に行ってみてはどうか。

男女共同参画ワークショップの意見より

## (2) 事業所・団体等への女性の積極的な参画

女性が持てる能力を生かし、自己実現を果たすためには、企画、方針決定の場への参画が必要です。しかし、PTAや町内会等の地域活動の場においても、多くの女性が参加しているにもかかわらず、役員等に就いている女性は多くありません。

また、事業所や各種団体等においても、男女が平等に役割を担っていく必要があります。事業所等に対し、女性活躍推進法の趣旨や、「一般事業主行動計画」についての情報提供及び啓発に取り組みます。

	施策	施策内容	担当課
13	事業所・団体等での女性登用に向けた意識啓発	男女が共に参画し、お互いの意見を反映しながら地域活動を進めていけるよう研修・啓発します。また、事業所においても男女共同参画を進めていけるよう啓発していきます。町内の事業所等に対し、女性活躍推進法による一般事業主行動計画についての啓発を図るとともに、計画策定に向けた支援を進めます。	総務課

## (3) 女性人材・リーダーの発掘・育成

将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会を実現するためには、多様な人材の能力を活用することが必要です。そのためにも、様々な分野で指導的役割を担い、リーダーシップがとれる女性を発掘・育成することが必要です。しかし、社会的な状況や固定的な性別役割分担意識の中で、女性自身がそうした立場に立つことを躊躇する傾向があります。女性のエンパワメントを支援し、能力を活用する施策を進めます。

	施策	施策内容	担当課
14	女性リーダーの発掘・育成を行い、意欲ある女性を増やす取組	自分で意思決定し、行動できる能力を身につけたリーダーシップが取れる能力を身につけるために、女性団体連絡協議会や公民館講座等を通じ学習機会を提供し、人材育成を図り、女性の参画を推進します。さらに、リーダーシップが取れる女性のエンパワメントを支援します。	総務課

女性のリーダーを育てることが大切だね。

男女共同参画ワークショップの意見より



#### (4) 防災の分野への男女共同参画の推進

平成 23 年の東日本大震災などの災害時において、避難所や災害用備品について男女間のニーズの違いや、避難所の運営などに女性の意見が反映されないなどの課題が浮き彫りとなりました。災害時には平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、家事や育児、介護等の負担が女性に集中するなどの課題も生じました。

平常時からの性別役割分担意識の解消や、防災対策や避難所運営、災害からの復興などに男女とも意見が反映されるよう取り組みます。

	施策	施策内容	担当課
15	防災に関する方針決定の場への女性の参画推進（新）	防災会議委員への女性の登用を進めるとともに、女性特有のニーズや女性の意見を反映した防災計画の策定及び防災対策を進めます。	総務課
16	防災組織への男女共同参画（新）	消防団、自主防災組織等への女性の参画に向けた取組を進めます。	総務課
17	災害時における男女共同参画（新）	災害時における避難所運営や被災者支援等に男女が共同して取り組むように日ごろからの備えを進めます。	総務課

- 審議会委員の公募などに、積極的に応募し、自分の意見を述べましょう。
- 女性リーダーを育成するセミナーや講座に積極的に参加しましょう。



## Ⅱ. あらゆる分野への男女共同参画環境づくり

一人ひとりが自立した対等な人間として互いを尊重し、家事や育児等の家庭的役割を協働することが必要です。また、社会的に多様な働き方が選択できるように女性が働きやすい社会環境づくりや、子育てや介護等の支援をし、労働環境の整備を充実します。

また、女性活躍推進法では、女性に対する採用、昇任等の機会の積極的な提供及びその活用とを図ることや、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること、職業生活と家庭生活の両立を図るための必要な環境を整備すること、本人の意思を尊重することを基本原則にしています。こうしたことから、男女がともに能力を発揮できる社会をつくるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援に取り組みます。

### 1. 働く場における男女共同参画の推進

#### (1) 働く場での男女の機会均等と待遇の確保

職場において、採用条件、配置・昇格、賃金、能力評価などに男女の格差があり、依然として女性の能力が十分に発揮できるとはいえない状況にあります。また、女性の場合、出産や育児を理由にやむを得ず中断せざるを得ない場合が多く、加えて家庭内における家事・育児・介護の問題が負担となり、就業の断念に繋がっている状況であります。職場における男女平等を促進するため、性別にかかわらず、男女共にその能力と意欲が発揮できる環境整備に向けた働きかけを進めます。

	施策	施策内容	担当課
18	法令の周知と啓発	実質的な男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「女性活躍推進法」などについて周知と啓発を図ります。 女性活躍推進法の一般事業主行動計画についての啓発と情報提供を行います。 企業や団体に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション*）についての啓発を図ります。	産業課
19	現状把握と情報収集（新）	様々な統計調査を通じ、男女の就労や職業生活についての現状把握に努めます。	産業課
20	就労支援（新）	ハローワーク等と連携し、就職についての相談や、女性の職業能力開発に向けた訓練や研修についての情報提供に努めます。	産業課
21	各種制度の活用（新）	男女共同参画に取り組む企業に対する様々な表彰制度を活用し、働く場での男女の均等な機会と待遇確保に取り組めます。	総務課
22	ハラスメント防止に向けた取組（新）	就労の場でのハラスメント防止について、商工会等を通じて事業者に対して啓発を行うとともに、ハラスメントは人権侵害であることについての周知・啓発活動に取り組めます。	総務課

\*ポジティブ・アクション（積極的改善措置） 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

## (2) 農業や自営業等における労働環境の整備

農業、事業所（自営業）においては、女性はこれまでも重要な担い手としての役割を果たしてきましたが、適正な労働評価や経営参画がなされないなど従来からの伝統的な就労形態や慣習から、男性中心に行われていることが多くなっています。また、仕事のほかに家事や育児の二重負担を強いられる一方で、家族経営が多いため就労条件や待遇などは不明確であるなど、多くの課題が残されています。女性の労働を適正に評価し、女性自らの意思によって経営や労働に参画する機会が確保されるよう、労働環境の整備に向けた取組を進めます。

	施策	施策内容	担当課
23	労働条件の改善に向けた啓発	J Aや商工会等との連携により、農業や事業所に従事する人の労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	産業課
24	家族経営協定*の締結に向けて	休日や給与、役割分担を明確にする家族経営協定の締結の普及・啓発に向けて情報提供等を行います。	産業課

## (3) 女性のチャレンジ支援、起業支援

女性が働き続けるための問題として、結婚、出産や育児等で退職した後の再就職の難しさがあります。少子高齢社会を迎え、女性にも職業意識や職業能力の形成が求められており、職業観を養い、持てる能力と意欲を生かすことができるよう女性の職業能力開発に対する支援が必要となっています。また、子育てや介護等の理由で長く職業から離れていた女性の再就職についても、円滑に職業生活に戻ることができるように、情報や学習機会などの提供が必要となっています。さらに、起業、テレワーク、フリーランスなどの多様な働き方を求めている女性も増加しており、就労形態の多様化に対応した支援に取り組みます。

	施策	施策内容	担当課
25	相談窓口の情報提供	労働相談に対し、相談窓口の情報提供に努めるとともにハローワーク・和歌山県男女共同参画センター”りいぶる”等関係機関との連携を密にします。	産業課
26	女性のチャレンジ支援（新）	誰もが能力を発揮することができるように、在宅ワークや起業、コミュニティ・ビジネス等の多様な働き方についての情報提供に努めます。	総務課
27	商工会等との連携・支援	商工会等と連携し、起業を考える人、起業したい人に対し、必要な情報や助言を提供できる体制づくりに努め、起業を支援します。	産業課

- 事業者は、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法を理解し、女性の積極的な活用を進めましょう。
- 女性は、自分の能力を信じてチャレンジしましょう。



**\*家族経営協定** 家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

## 2. 子育てと介護等への支援

### (1) 子育て支援・社会福祉サービスの充実

親の就労形態の多様化や子育て家庭の負担感の増大等により、地域の子育て機能の低下が指摘されています。子育てに関する多様な保育ニーズに対応した保育、子育てに対する親の不安感への対応などが求められています。すべての子育て中の家庭に対して、地域包括支援センター（保健福祉課）を総合相談窓口と位置づけ、相談窓口の一元化を進めています。また、安心して楽しく子育てができるように子育て支援センターの利用につなげるように働きかけます。

	施策	施策内容	担当課
28	相談窓口の周知	地域包括支援センターを総合相談窓口と位置づけ、広く周知を図ります。	保健福祉課
29	地域における子育て支援サービスの充実	子育て支援についての情報提供や相談窓口を開設し、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、親同士の交流も図れる体制づくりをさらに進めます。	保健福祉課

### (2) こども園や保育所、学童保育所の子育て支援体制の充実

共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、保育サービスに対するニーズも多様化しています。保育や学童保育など子育てに対する支援サービスの充実やその活用に向けた相談体制の充実に取り組みます。

	施策	施策内容	担当課
30	こども園、保育所の充実	保育のあり方や保育所の運営等を検討し、3歳未満児等の保育メニューの充実を図ります。	保健福祉課
31	学童保育の充実	共働きなどの理由により放課後や長期休暇等に児童を預かる学童保育の充実を図ります。	教育課

- 子育て支援のサービスを積極的に利用しましょう。
- 身近に子育てに悩む人がいたら、行政の相談窓口や子育て支援の利用を進めましょう。



女性が働きたいと思っても、子どもをみってくれる人がいないと働けない。  
介護から解放されないと何もできない。

男女共同参画ワークショップの意見より

### 3. 家庭と仕事の両立

#### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援

急激な少子高齢化が進む中で、男女が共に安心して子どもを育てながら、充実した生涯を過ごすためには、仕事と家事や介護などの家庭生活が両立できる環境を整備することが重要です。事業者に対し、男性の長時間労働の是正を促すとともに、育児・介護休業法等の法制度の周知啓発が必要です。また、仕事中心の生活を見直し、家事・育児・介護等へ積極的に参加するように意識改革を促すとともに、家庭や地域生活と職業生活の両立を図るための施策を推進します。

男女が共に仕事と家庭生活を両立し、有意義でゆとりのある生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

	施策	施策内容	担当課
32	事業所等に対する啓発	事業所等における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する研修などの実施を支援するなど、商工会等と連携し、事業所等に対して啓発活動を行います。 企業・事業所等に対して「働き方を見直す意識啓発」、「育児・介護休業制度の利用促進の環境づくり」、「子育て・介護家庭を理解した職場環境づくり」に努めるよう働きかけを行います。	産業課
33	事業所等に対する支援（新）	事業所等に対し、育児・介護休業法にもとづく一般事業主行動計画についての情報提供を行います。	産業課
34	育児・介護休業制度の普及・啓発	働く男女が安心して、育児・介護等を行いやすいように、ハローワーク等の関係機関と連携して、事業所等に対して育児・介護休業制度の普及・啓発に努めます。 男性が取得しやすいように働きかけるとともに、介護等を支援するための短時間勤務制度やフレックスタイム制度などについて情報提供を行います。	産業課

## (2) 家庭生活における男女共同参画の推進

女性と男性が共に社会へ参画していくためには、家事・育児・介護といった家庭における責任を男女が共に担わなければなりません。しかし、その多くを女性が担っているという現実があります。家庭生活においても男女が共に責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を必要に応じて見直すための広報、啓発、学習機会を充実させるとともに、子どもも家族の一員として責任を持ち、互いの性と個性が尊重され協力し合うことを学ぶよう、教育の充実を図ります。

	施策	施策内容	担当課
35	家庭生活における役割分担意識の解消に向けた啓発	家庭における男女の家事、子育て、介護等の分かち合いのため、性別役割分担意識の解消を図り、男女共同参画を推進する広報、啓発活動を行います。 家庭生活における男女の共同責任の重要性について認識を高めます。	総務課
36	家事・育児・介護等への男女共同参画の推進	男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、赤ちゃん健診、子育ての各種事業に男性の積極的な参加を呼びかけます。	総務課
37	学習機会等の提供	町民大学講座等により幅広い世代に対し男女共同参画意識を定着させる学習機会を充実します。	教育課
38	教育の場と連携した啓発推進	学校教育と連携し地域活動へ男女共同参画を促進するための啓発を行うとともに、特に男性の参画を呼びかけます。 家庭教育支援事業等の充実を行い男女が社会参画できる環境整備を図ります。	教育課

- 事業者は、ワーク・ライフ・バランスや育児介護休業制度について理解を深めましょう。
- 家事・育児は女性だけが担うものではないという認識を男女ともに持ち、男性も積極的に参画しましょう。
- 様々な学習機会に参加しましょう。



家庭の中で、女性が男性の世話をしすぎるのも良くないのでは？

もっと、男性に家事をしてもらうようにすればどうか？

家庭の中で、男女共同参画について話し合ってみてはどうか。

男女共同参画ワークショップの意見より

### Ⅲ. 男女相互の協力による豊かな暮らしづくり

暮らし方に対する価値観が多様化する中で、男女がともに充実した生活を送り、社会で活躍するためには、男女共同参画の視点に立った豊かで安心して暮らせる地域づくりが不可欠です。

また、高齢者や障害者、ひとり親家庭や外国籍の方の中には、女性であることで男性とは異なる課題を抱えていることもあり、様々な人が豊かに暮らせるように支援することも求められます。誰もが安心して、生きいきと暮らせる社会に向けた施策の充実に取り組みます。

#### 1. 地域社会における男女共同参画の充実

##### (1) 地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進

豊かで暮らしやすい活力ある地域社会を実現するためには、すべての男女が個人として対等な立場で参画し、活躍することができる社会を形成することが重要です。そのために男女があらゆる分野で個性と能力を発揮することができる環境づくりを進め、地域社会へ積極的な住民参加を促進します。

	施策	施策内容	担当課
39	地域コミュニティの再生	過疎、高齢化が進む本町では、「学校、家庭、地域」が一体となってコミュニティを形成することが重要となります。子どもの育成を通じて生まれる男女共同参画の地域コミュニティを促進する「地域共有コミュニティ事業」等を充実します。	教育課
40	ボランティア活動の推進	男女が仕事、あるいは家庭だけに生きるのではなく、様々な分野において、能力を発揮し活躍できる場を提供します。	教育課
41	ネットワークづくりと人材育成	各種団体の連携を強化することにより、女性の人材情報を整備し女性リーダーの発掘、育成を図ります。	教育課
42	学習機会の充実	従来への慣行や職場中心の価値観等の見直しを推進し、社会参加を促す情報提供の充実と町民大学講座等といった講座の実施により学習機会の充実を図ります。	教育課
43	地域社会での男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の視点に立って、男性優位・年長者優位・地元出身者優位等といった風潮や、地域活動の性別による固定的な役割分担など地域における慣習の見直しを働きかけます。	教育課

託児付きの講座があれば、子育て中の女性も学ぶことができるのでは。  
ボランティア活動や地域の活動で、女性が多いところに男性も参加してみてもどうか。

男女共同参画ワークショップの意見より



## (2) 高齢者等の社会参画の啓発推進

高齢社会を豊かで活力ある社会としていくために、高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、年齢のみによる固定的な見方や偏見をなくし、みんなと共に社会を支える重要な一員としてとらえ、年齢や障害の有無に関わらず、男女が生きいきと安心して暮らせる社会をめざします。そのために、様々なライフスタイルで充実した生活が実現できるよう高齢者の社会参加の機会提供や環境の整備を図ります。

	施策	施策内容	担当課
44	高齢者の社会参加活動の推進	世代間の理解を促進するための各種交流事業等の推進を図ります。また、地域高齢者の自立的な組織である老人クラブ等の活動を支援します。各地域での交流、健康づくり、介護予防を促進するサロン事業等への参加促進を図ります。	保健福祉課
45	高齢者の生きがい活動支援の充実	町推奨のレクリエーションスポーツであるパークゴルフ・ゲートゴルフ、各公民館での講座やサークル活動に積極的に取り組める環境の整備に努めます。	教育課
46	高齢者の就職支援	高齢者が長年培った技能、経験等を活用し、意欲と能力のある高齢者が働き続けることができるシルバー人材センター事業を推進し、高齢者の社会参画を図ります。	産業課

## (3) 男性に対する施策の推進

固定的な性別役割分担意識は、男性の地域や家庭への参画を阻む要因になっています。男性が子育てや介護などに参画しやすい環境を整備するとともに、家事や育児、介護等は男女がともに協力しあうという意識啓発に取り組むことが必要です。結果的に、女性の育児や介護の負担の軽減につながるるとともに、男性自身も地域や家庭での豊かな暮らしにつながることをめざします。

	施策	施策内容	担当課
47	男性に対する施策の充実(新)	食生活改善推進協議会による男性料理教室の開催やサロン活動等、女性だけでなく男性も活躍できる機会を増やします。	保健福祉課

○地域において、男性優位、年長者優位といった固定的な役割分担がないか見直しましょう。

○地域活動やボランティア活動などでは、性別の違いではなく、個性に応じた活動を行いましょ。



## 2. 誰もが安心して暮らせる社会づくり

### (1) ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援

ひとり親家庭は経済的、生活上の困難を抱えることが多くなっています。子どもたちへの貧困の連鎖を断ち切ることが必要です。地域や家庭で安心して生活できるよう、経済的自立に向けた支援、生活上の悩みや問題を解消するための相談事業を行っていますが、さらなる充実が必要です。

また、外国籍の女性やその子どもも、外国籍であることに加えて女性であることで様々な困難を抱えていることもあり、こうした方々への支援も進めます。

	施策	施策内容	担当課
48	ひとり親家庭の自立と安定	ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るために、母子保健推進員、民生委員・児童委員等、関係機関との連携を強化し、相談事業の充実を図り、施策の利用などについて、周知と啓発を図ります。ひとり親家庭に対する様々な支援制度についての情報提供の方法を検討します。	保健福祉課 教育課
49	外国籍住民に対する支援（新）	外国籍であることで困難を抱える女性や子どもに対し、必要な支援を行います。	保健福祉課

○様々な困難を抱えている人について、理解を深めましょう。



## (2) 高齢者や障害者（児）が安心して暮らせる体制づくり

紀美野町の高齢化率は44.2%（平成27年・国勢調査）で高齢化は非常に進んでいます。困難を抱える高齢者や障害者の生活の安定と自立に関する様々な課題に対しては、働き方や家族との関係などや、心身の状態による生活支援のあり方などニーズが異なっています。

高齢者や障害のある人たちの社会参加や支援について、地域全体で支える環境づくりが必要です。高齢であっても、障害があっても、地域で自立した生活を送ることができるように支援し、安心して暮らせる体制づくりを進めます。

	施策	施策内容	担当課
50	各種サービスの周知と充実	地域包括支援センター（保健福祉課）を総合相談窓口と位置づけ、関係機関と連携しながら、地域で安心して生活できるよう福祉、介護、障害、医療等の総合的な支援や助言を行います。また、苦情や虐待等への対応も引き続き行います。また介護、障害、福祉サービスなどについての周知に努め、必要なサービスの充実に努めます。	保健福祉課
51	高齢者の自立支援と介護予防の情報提供	高齢者が住み慣れた地域において、生きがいを感じながら生活ができるよう、介護予防教室、健康相談事業、生活習慣病改善事業、サロン事業、男性の料理教室等の事業を充実し高齢者の自立支援を図ります。	保健福祉課
52	公共施設のバリアフリー化	性別、年齢、障害の有無に関わらず、自らの意思で社会参加し、できるだけ自立した生活を送れるよう公共施設等のバリアフリー化を推進します。	保健福祉課

### (3) 生涯にわたる男女の健康支援

本町には、保健事業推進のための拠点である総合福祉センターがあり、健康づくりを支援する施設として多くの町民に利用されています。

壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防・早期発見・早期治療を図ることを目的に健康教育、健康相談、各種検診等を実施し町民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことの大切さを普及啓発していくことが求められています。

また、女性の大きな節目である妊娠・出産を安全で安心して行えるように、地域の保健事業に取り組みます。

	施策	施策内容	担当課
53	ライフステージに応じた男女の健康支援	関係機関との協同による健康づくり教室や、各種検診の充実など病気の早期発見に努めるとともに、町民一人ひとりが健康づくりの重要性を意識し、生涯にわたって健康を維持増進できるよう啓発します。	保健福祉課
54	妊娠・出産等に関する健康支援（新）	地域包括支援センターの総合相談窓口は、高齢者のみならず、子育てや女性の全般的な相談にも応じています。地域包括支援センターでの相談しやすい体制づくりに努めます。	保健福祉課

○いつまでも地域で元気に暮らすことができるように、介護予防教室や生活習慣病改善事業などに積極的に参加しましょう。

○各種健診などもきちんと受診しましょう。



### 3. 総合相談の充実

#### (1) 女性相談窓口等の周知と充実

男女が生涯、健康で充実した毎日を送ることは自己実現のための最も重要な要素のひとつです。女性も男性もそれぞれの身体の特徴を十分に理解しあい、思いやりをもって生きていくことが大切です。特に女性は妊娠や出産をする可能性があることから、ライフサイクルを通じて適時正しい情報を提供し、支援していくことが必要です。性別に配慮した医療環境や相談体制の整備や学習機会の提供に取り組みます。

	施策	施策内容	担当課
55	相談窓口の周知	町広報誌や関連団体等へ総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知を図ります。 地域包括支援センターの総合相談窓口では、介護や福祉、健康、権利擁護に関する相談に応じ、情報の提供や適切な機関、制度につなげます。介護や福祉、健康についての相談体制の充実や情報提供、啓発を行います。	保健福祉課

#### (2) 関係機関との連携

総合相談窓口に寄せられた相談内容に応じて、専門的な支援が必要な場合は関係機関につなげていく必要があります。様々な関係機関とネットワークを構築し、連携を図ります。

	施策	施策内容	担当課
56	情報提供や相談体制の充実	人生の各ステージ（思春期・妊娠期・出産期・更年期・高齢期）に関わらず女性に関する相談を地域包括支援センターが包括的に受け、介護や福祉、健康、権利擁護に関する支援や情報提供、適切な機関、制度につなげます。また個人の人権を守るため、プライバシーに配慮しながら女性が容易に相談できるような環境づくりと啓発に努めます。 また、和歌山県人権啓発センターや和歌山県子ども・女性・障害者センターとの連携を密にし、相談体制の充実を図ります。	保健福祉課

- 生活上で困ったことがあったら、地域包括支援センターの相談窓口に行きましょう。
- 総合相談窓口での相談事業について知りましょう。



## IV. 人権尊重の社会づくり

男女の豊かな暮らしを実現するためには、互いの性を尊重するとともに、あらゆる暴力の根絶と人権についての意識の向上が必要です。どのような行為が人権侵害や暴力にあたるのか、人権を尊重するために必要なことなどについて、啓発を進めます。また、SNSやインターネットなど新しいメディアによる人権侵害が顕著になっている状況を鑑み、人権侵害を防止する啓発や施策に取り組みます。

### 1. 男女相互の性の尊重

#### (1) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての情報提供と啓発

女性の人権としてのリプロダクティブ・ヘルス/ライツ、各年代層に対応した性と生殖に関する正しい知識の普及及び生涯にわたる女性の健康保持のために中・高校生で思春期講座を行っています。母性の理解や望まない妊娠をなくすため、講座等で正確な知識や情報を知り、健康で豊かな生活をする事を学習する機会を提供する必要があります。妊娠、出産など女性特有のライフステージに応じた支援を行います。

	施策	施策内容	担当課
57	性に関する広報と啓発	女性自身の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する広報活動・啓発事業を推進します。	保健福祉課 教育課
58	中高生への啓発	性感染症やHIVの正確な情報提供、薬物乱用防止の促進について中高生への啓発活動を行います。	保健福祉課 教育課

#### (2) 多様な性や家族形態への理解の促進

性同一性障害や性的指向などセクシュアル・マイノリティへの理解を促進するとともに、誰もが個人として尊重される社会づくりに向けた施策を進めます。

	施策	施策内容	担当課
59	多様な性や家族形態への理解の促進（新）	セクシュアル・マイノリティやステップファミリー等、多様な性や家族形態に理解を促すよう啓発を行うとともに、男女の性別にとらわれない個人としての人権を尊重する取組を進めます。	教育課

○性感染症やHIVなどについて、正しく理解しましょう。  
○性的指向や性同一性障害などセクシュアル・マイノリティについて理解を深めましょう。



\*セクシュアル・マイノリティ 性的少数者。身体の性別に違和感がなく、異性愛者が多数者であることに対し、多様な性を生きる人をいいます。

## 2. メディアにおける性にとらわれない表現

### (1) 男女共同参画に関する正しい理解と啓発の推進

住民意識調査によると、「女性のチャレンジ支援」や「ポジティブ・アクション」など男女共同参画に関する用語の認知度が低く、法律の浸透が十分でないことが伺えます。男女共同参画に関する理解を深めるための啓発や施策の充実に取り組みます。

	施策	施策内容	担当課
60	意識啓発・情報提供の推進	広報誌、ホームページ等を通じ男女共同参画に関する用語の知識の周知・啓発の推進をします。また、広報誌、ホームページ等を通して、女性が積極的に活躍している様子などを紹介することにより、さらなる意識の啓発に努めます。	総務課
61	メディア・リテラシーの育成・向上	情報を正しく読み解き、活用する力を育成するための講座等を開催します。また、子どもたちのメディア・リテラシーの育成と向上を図るための教育を充実することをめざします。	教育課

### (2) 情報発信における男女の人権に対する理解の促進

SNS等のインターネット上での情報発信が手軽にできるようになり、こうしたメディア上でのトラブルが発生しています。SNS等による女性の人権を侵害しない取組を進めるとともに、トラブルが発生しないように、メディアの特性を理解し、適切に使用する力を養うことができるよう、学校や様々な機会での教育に取り組みます。

	施策	施策内容	担当課
62	メディアにおける男女の人権の尊重	紀美野町が作成する広報・出版物等において男女の人権を尊重した表現を促進します。	総務課
63	SNS等のインターネット上での性表現に対する人権意識の醸成(新)	SNS等のインターネット上での性被害が広がらないように、学校や関係機関と連携し、人権意識の醸成に努めます。リベンジポルノや児童ポルノなどの被害を防止するため、性表現に対する啓発に努めます。	教育課

〇SNSなどはインターネット上で一瞬にしてたくさんの人に広がり、簡単に訂正や削除ができないという特性を理解し、発信する情報に注意しましょう。

〇SNSなどに書き込む際には、人権を侵害しないように気をつけましょう。



### 3. ハラスメント防止に向けた取組の推進

#### (1) ハラスメント防止に向けた意識啓発

セクシュアル・ハラスメント\*には性的な関係の強要や必要なく身体に触れるなどの性的な行為だけでなく、性的な事実関係を尋ねることや性的な内容の発言なども含まれ、男女の互いの人権を尊重した関係づくりを阻害します。雇用の場だけでなく、教育やスポーツなどの場でも発生する可能性があり、男性が被害者となることもあります。セクシュアル・ハラスメントのみならず、様々なハラスメントを防止する取組を進めます。

	施策	施策内容	担当課
64	ハラスメント防止に向けた広報・啓発	町広報誌等でハラスメント防止についての啓発を行います。就労の場だけでなく、教育現場や様々な地域活動でもセクシュアル・ハラスメントが生じることがあり、様々な機会に啓発に取り組みます。	総務課

〇どのようなことがハラスメントにあたるのかを理解し、意図的ではなくてもハラスメントをすることがないようにしましょう。



\*セクシュアル・ハラスメント 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

## 4. あらゆる暴力の根絶

### (1) 暴力を許さない意識の醸成

人権セミナーや町広報誌等で、DV防止法の内容や、DVを防止するための啓発活動に取り組みます。子どもたちに対しても、学校などにおいて、暴力の防止や人権を大切にする心を育てる教育に取り組みます。地域においても、様々な機会を通じてDV防止の取組を進めます。法律改正により、生活をともにしていない者からの暴力もDVと位置づけられるようになりましたが、「デートDV\*」等の若い男女にかかわる被害については、あまり知られていないのも現状です。こうしたDVの現状や法改正についても周知を図り、暴力を許さない意識づくりに取り組みます。

	施策	施策内容	担当課
65	暴力防止についての周知・徹底	DV防止法やストーカー*規制法、本計画について、町広報誌等を通じて周知に取り組むとともに、暴力防止への意識改革のための学習会、研修会等を行い、周知啓発に努めます。また、どのような行為がDVにあたるのか、町広報誌や人権セミナー等で広報、周知に取り組みます。	総務課

\*デートDV 結婚していない男女間における身体的、精神的・性的・経済的な暴力をいいます。

\*ストーカー 同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

## (2) DVの早期発見と相談体制の充実

ドメスティック・バイオレンス（DV）は実際に経験している人は少なくないものの、自分が受けた行為がDV等であるという認識が薄いことが考えられます。人権侵害にあたる行為を受けていても相談しないため、問題が家族や個人のレベルに留まりがちで、表面化しにくい傾向が伺えます。啓発活動を行い、安心して被害者が避難・生活できる場所の確保が課題であると同時に相談体制についての周知が必要です。

本町では、DV等の担当課（総務課・教育課・保健福祉課）において相談に応じていますが、担当課の職員に対する研修を充実させ、適切な相談対応、支援ができる体制づくりが必要です。また、教職員や保育士、福祉施設の職員、地域で住民の身近な相談に応じている民生委員・児童委員や人権擁護委員等に対し、DVの兆候を見つけることや、DVに対する関心を高める取組を進めます。

	施策	施策内容	担当課
66	被害者の早期発見（新）	女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を徹底します。 地域、関係機関が一体となって町内における虐待の防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るため、きみのネットワーク委員会等においてその構成員である警察や医療機関等関係機関と連携し、被害者の早期発見に努めます。	保健福祉課 住民課
67	相談支援体制の充実（新）	警察、医療機関、民生委員等あらゆる団体から構成されるきみのネットワーク委員会において、地域包括支援センターの周知協力を依頼し、どこに相談しても地域包括支援センターに集約されるようなネットワークの構築に今後も努めるとともに、その構成員等DV被害者と接する可能性のある者に対する啓発・研修を行います。また、DV、ストーカー行為等の被害者への住民基本台帳事務における支援措置制度の周知を徹底します。	保健福祉課 住民課 教育課
68	暴力防止等被害者対応マニュアルの活用	高齢者・児童・障害者虐待やDV等相談を受けた際のマニュアルを活用し、安心して暮らせる支援をします。	保健福祉課 総務課 住民課 教育課

### (3) DV被害者の安全確保と保護等の支援

DV被害者にとっては、安全確保が最も重要です。警察や県配偶者暴力相談支援センター及び県子ども・障害者相談センター等と連携し、一時保護等の適切な対応につなげます。保護命令制度の啓発や、申立て手続きの支援などに取り組みます。

	施策	施策内容	担当課
69	被害者の保護・支援制度の啓発	関係機関と連携し、県で対応する被害者の安全確保や一時保護の支援、保護命令申立て手続き等に関する情報提供をします。	保健福祉課 総務課 住民課
70	DV被害者と子どもの安全の確保（新）	DV被害者とその子どもの情報管理について、関係各課と協議し役割分担の明確化と、被害者保護のための窓口対応の統一を徹底します。被害者保護のため、住民基本台帳事務における支援対象者の交付制限等の情報について、庁内関係部署との連携強化を図り、DV被害者と子どもの安全を確保します。 また、きみのネットワーク委員会において関係機関との連携を図ります。	住民課 保健福祉課

### (4) 自立に向けた支援の実施

行政上の手続きについてや、様々な福祉制度の利用等を助言するなど生活再建に向けた支援を行います。また、子どもに対しては、保育所・学校等での保育・就学の機会と安全の確保に取り組むとともに、安心できる場所にする必要があります。また、関係機関と連携して心のケアに取り組むことも大切です。

	施策	施策内容	担当課
71	生活基盤を整えるための支援（新）	公営住宅の利用等、住宅の確保についての情報提供をします。 こども園や保育所、学校等、子どもたちの保育・就学にあたっての手続きについても適切に対応します。その他、必要な行政上の手続きについても支援します。	保健福祉課 企画管財課 教育課 住民課
72	子どもへの支援（新）	こども園や保育所、学校が安全・安心な場所となるように情報管理を徹底します。スクールカウンセラーと連携し、子どもの心のケアに取り組みます。	保健福祉課 教育課

○身体的な暴力だけでなく、生活費を渡さないなどの経済的なことも暴力であるという理解を深めましょう。  
○DV被害にあっている人を見聞きしたら、総合相談窓口の利用を進めましょう





## 第5章 計画推進に向けた指標

「第2次紀美野町男女共同参画基本計画」において設定する目標値を以下に示します。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす人づくり

項目	データの出典	平成28年度 実績値	平成38年度 目標値
審議会委員の女性委員比率	地方公共団体における 推進状況調査票	11.9%	19.6% (平成33年度)
女性がいない審議会の数	地方公共団体における 推進状況調査票	3	0
役場職員の管理的地位にある 職員に占める女性比率	紀美野町特定事業主行 動計画（総務課調べ）	6.0%	7.0% (平成32年度)
行政委員に占める女性比率	地方公共団体における 推進状況調査票	9.5% (平成27年度)	20.0%
防災会議委員に占める女性比 率	地方公共団体における 推進状況調査票	6.7%	16.7%
「男は仕事、女は家庭」という 役割分担意識を好ましくない と感じる人の割合	紀美野町男女共同参画 に関する住民意識調査	64.6% (平成27年度)	80.0%

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画環境づくり

項目	データの出典	平成28年度 実績値	平成38年度 目標値
職場の中で、男女の地位が「平 等である」と思う住民の割合	紀美野町男女共同参画 に関する住民意識調査	35.1% (平成27年度)	45.0%
町職員における育児休業取得 率	紀美野町特定事業主行 動計画	男性：0% 女性：100%	男性が取得しやす い環境を整備する
家庭における男女の地位が「平 等である」と思う住民の割合	紀美野町男女共同参画 に関する住民意識調査	52.6% (平成27年度)	65.0%
男女雇用機会均等法を知らな い人の割合	紀美野町男女共同参画 に関する住民意識調査	9.4% (平成27年度)	5.0%

**基本目標Ⅲ**

## 男女相互の協力による豊かな暮らしづくり

項目	データの出典	平成 28 年度 実績値	平成 38 年度 目標値
地域において男女の地位が「平等である」と思う住民の割合	紀美野町男女共同参画に関する住民意識調査	40.8% (平成 27 年度)	50.0%
乳がん検診の受診率	地域保健事業報告	16.0%	50.0% (平成 34 年度)
子宮がん検診の受診率	地域保健事業報告	21.3% (平成 27 年度)	50.0% (平成 34 年度)

**基本目標Ⅳ**

## 人権尊重の社会づくり

項目	データの出典	平成 28 年度 実績値	平成 38 年度 目標値
配偶者やパートナー、交際相手などから暴力を受けたことのある割合	紀美野町男女共同参画に関する住民意識調査	9.0% (平成 27 年度)	5.0%
DV 防止法を知らない人の割合	紀美野町男女共同参画に関する住民意識調査	15.9% (平成 27 年度)	10.0%
男女の人権についての講座開催数	教育課調べ	2回/年	3回/年



## 第6章 計画の推進体制

「紀美野町男女共同参画基本計画」は男女共同参画社会の浸透に向けて啓発活動を進めるとともに、環境づくりを進め、社会情勢の変化や紀美野町の特性を踏まえながら総合的かつ計画的に進めます。これらの施策を効果的に、実効あるものとするためには、住民・地域・事業所等・各種団体等・行政が協力のもと、総合的に推進することが重要です。

### 1. 庁内推進体制の整備

計画の推進にあたっては、総務課を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

- 男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、推進体制の構築・充実を図ります。
- 紀美野町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
- 男女共同参画の推進を阻害する差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する体制づくりをします。
- 男女共同参画推進計画の最終年に取りまとめを行い、住民参加による会議を開催し、男女共同参画推進計画の評価・点検等を行うことで、次期計画策定に反映させるものとする。

### 2 住民、関係団体、事業者等との連携

- 男女共同参画社会の実現のため、住民・地域・事業所・各種団体等との連携を図り、協力して計画の推進を図ります。

### 3 国・県等関係機関との連携

- 計画の推進にあたり、国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町村との情報交換などを行い、連携を深めます。

### 4 計画の進行管理

- 男女共同参画関連事業の評価・検証については、事業がどれだけ行われたかや住民にどのような効果が表れたかをポイントに目標数値を設定し、達成状況や取組を点検・評価した上で課題を整理し、実現に向けた取組を進めます。

また、本計画の中間年度（平成33年度）には、こうした課題解決に向けた取組を検討するとともに、社会経済情勢や男女共同参画をめぐる国内外の動向に即した見直しを行います。

# 用語説明

<英字>

## M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てがひと段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

## SNS

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。

<あ行>

## エンパワメント

女性が、力をもった存在になること。女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力をもち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、政治・経済・社会・家庭などの分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする概念です。

<か行>

## 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

## 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

## 固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

## <さ行>

### ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

### ストーカー

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

### セクシュアル・マイノリティ

性的少数者。身体の性別に違和感がなく、異性愛者が多数者であることに對し、多様な性を生きる人をいいます。

### セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

## <た行>

### デートDV

結婚していない男女間における身体的、精神的・性的・経済的な暴力をいいます。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者からの暴力）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

## <は行>

### ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

<ま行>

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりのことです。少子化対策の一環として、企業は子育て支援などへの積極的な取組が求められています。

資料編



## 1. 男女共同参画をめぐる世界・国・和歌山県・紀美野町の動き

	世界の動き	国の動き	和歌山県・紀美野町の動き
1945年 (昭和20年)	国際連合誕生「国連憲章」採択		
1946年 (昭和21年)	婦人の地位委員会を設置		
1975年 (昭和50年)	国際婦人年会議（メキシコシティ、第1回世界女性会議）開催 「婦人の地位向上のための世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部会議開催	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	青少年局育成課内に婦人主幹配置 婦人問題連絡会議（庁内関係課室）設置
1978年 (昭和53年)			婦人問題企画推進会議設置
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
1982年 (昭和57年)			「和歌山県婦人施策の指標」策定
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ戦略）」採択（1986～2000年）	「女子差別撤廃条約」批准	婦人問題アドバイザー設置 和歌山県婦人会議（現・和歌山女性会議）設立
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行	

	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)			「21世紀をめざすわかや ま女性プラン」策定
1989年 (平成元年)	「子どもの権利条約」採択	学習指導要領改訂(中学・ 高校家庭科の男女必修化)	
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略の実態に 関する第1回見直しと評価 に伴う勧告及び結論」採決		
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」第1次改 訂	
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行 婦人問題担当大臣設置 「農山漁村の女性に関する 中長期ビジョン(新しい農 山漁村の女性2001年)」 策定	
1993年 (平成5年)	国連第48回総会「女性に 対する暴力の撤廃に関する 宣言」 国連世界人権会議「ウィー ン宣言及び行動計画」採択	中学校の家庭科男女共修開 始 「パートタイム労働法」施 行	青少年女性課に名称変更
1994年 (平成6年)	国際家族年 国際人口・開発会議(カイ ロ) ILO「パートタイムに関 する条約」及び勧告を採択	高校の家庭科男女共修開始 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 (政令) 男女共同参画推進本部設置	
1995年 (平成7年)	国連人権委員会 「女性に対する暴力をなく す決議」採択 第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」 採択	「ILO156号条約」批准 「育児休業法」改正(介護 休業制度を法制化し、育 児・介護休業法となる) 「子育て支援総合計画(エ ンゼルプラン)」スタート	「わかやま女性プラン」策 定

	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1996年 (平成8年)	第1回子どもの性の商業的搾取に関する世界会議(ストックホルム)	「男女共同参画2000年プラン」策定	女性政策課設置 わかやま女性100人委員会設置
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立	男女共生社会づくり委員会設置
1999年 (平成11年)		「男女雇用機会均等法」改正施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「食料・農業・農村基本法」施行(女性の参画の促進を規定)	
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択 国連ミレニアム・サミットで国連ミレニアム宣言を採択	「男女共同参画基本計画」策定 「介護保険法」施行 「ストーカー行為規制法」施行	「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定
2001年 (平成13年)		男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 第1回男女共同参画週間閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	男女共生社会推進課、男女共生社会推進センターに名称変更 男女共生社会推進本部設置
2002年 (平成14年)			「和歌山県男女共同参画推進条例」施行 男女共同参画審議会設置

	世界の動き	国の動き	和歌山県・紀美野町の動き
2003年 (平成15年)		男女共同参画推進本部決定 「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」施行 男女共同参画社会の将来像検討会開催 第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議	「和歌山県男女共同参画基本計画」策定
2004年 (平成16年)		男女共同参画推進本部決定 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ 「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定	
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006年 (平成18年)	障害者の権利に関する条約採択	男女共同参画推進本部決定 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正	「男女共生社会推進センターの在り方」提言 ※野上町と美里町が合併し、紀美野町が誕生
2007年 (平成19年)		「DV防止法」一部改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」決定 「パートタイム労働法」改正	「和歌山県男女共同参画基本計画」改定 ※第1次紀美野町長期総合計画策定

※は紀美野町の動き

	世界の動き	国の動き	和歌山県・紀美野町の動き
2008年 (平成20年)		改正「DV防止法」施行 「女性の参加加速プログラム」策定 「次世代育成支援対策推進法」改正	青少年課と統合し、青少年・男女共同参画課設置
2009年 (平成21年)	国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)が日本政府に条約の実行について勧告	「育児・介護休業法」改正	
2010年 (平成22年)	「北京+15」記念会合として「第54回国連婦人の地位委員会」を開催	「改正育児・介護休業法」施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画センターに名称変更 ※紀美野人権施策基本方針策定 ※紀美野男女共同参画策定検討委員会設置
2011年 (平成23年)	「UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)」正式発足		※紀美野町男女共同参画基本計画策定
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	
2013年 (平成25年)		「DV防止法」改正 「生活困窮者自立支援法」制定 「子どもの貧困対策法」制定	
2014年 (平成26年)		「まち・ひと・しごと創生法」施行 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	
2015年 (平成27年)		「女性活躍推進法」成立	※紀美野町男女共同参画に関する意識調査実施
2016年 (平成28年)	国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)が日本政府に再勧告	第4次男女共同参画基本計画策定	※紀美野町男女共同参画基本計画策定のためのワークショップ実施

## 2. 紀美野町男女共同参画基本計画策定のためのワークショップ 実施報告

### 1. 目的

男女共同参画基本計画改定にあたり、住民の意見交換を通じて、男女共同参画をめぐる課題や取り組むべき方向性を探りました。

### 2. 開催日

平成 28 年 9 月 30 日（金）

平成 28 年 10 月 14 日（金）

### 3. テーマ

- ① 町政や地域の方針を決める場に女性の意見を反映させるには
- ② 男女が暮らしやすいと感じるまちにするためには

### 4. 参加者

① 町政や地域の方針を決める場に女性の意見を反映させるには

団体名	役職	氏名
商工会女性部	会長	高田佳子
商工会女性部	副会長	弓倉綾乃
区長会	副会長	菊本邦夫
交通安全母の会	会長	河本京子
住民等		中尾隆司
住民等		山本倉造

② 男女が暮らしやすいと感じるまちにするためには

団体名	役職	氏名
商工会女性部	副会長	山本やよひ
区長会	副会長	東中啓吉
まちづくり推進協議会	副会長	赤阪恵子
住民等		西峰祐美
住民等		仲岡孝文

### 5. 方法

【1回目】それぞれのテーマについて課題と解決策を挙げていただきました。

【2回目】1回目で挙げられた解決策を具体的に進めるためには、「誰が」「何をすればよいのか」について話し合っていました。

## 6. ワークショップでの意見

### ①町政や地域の方針を決める場に女性の意見を反映させるには？

課題	
女性参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治に参加する女性が少ない → 女性議員が少ない</li> <li>町内の団体によって男性中心または女性中心の団体がある</li> <li>自治会長の女性の数 町民の男女比からすれば女性が多くなるはず</li> <li>男性が仕事をやりやすいシステム・環境になっている（昔から）</li> <li>防災活動に現状では女の人が入りにくい</li> <li>職場では男女による役割分担はない</li> </ul>
男女の意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が活動に積極的ではない</li> <li>男女ともに、「女はでしゃばらない・・・」という意識がある</li> </ul>
男女の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭環境や女性の意識で役割分担が根付いている</li> <li>家事は男性はやらない</li> <li>女性は介護から解放されないとできない</li> </ul>
改善・解決策	
①意識を変える	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女ともに意識改革が必要</li> <li>役職者を決めるときに意識（ルール）を変える</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">誰が、何をするか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者への配食サービスなど、女性が主として参加している活動に男性も参加する</li> <li>家庭の中で各自が話し合う</li> <li>各家庭で家族経営協定をつくる</li> <li>行政が男女共同参画の講演会や勉強会を開く</li> <li>団体や行政が啓発パンフレットを作成する</li> <li>落語やフラダンスなど、みんなが興味のあることと男女共同参画を結びつけて啓発する</li> <li>学校や職場で男女による差別をつくらない</li> </ul>
②具体的な案	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護からの解放</li> <li>女性が進出できる環境の整備 → 学童保育の充実</li> <li>議会を傍聴しに行く</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">誰が、何をするか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育を増やす</li> <li>高齢者が児童館で子どもをみる</li> <li>託児付きの講座を開催する</li> <li>保育ルーム付きで学習の機会を設ける</li> <li>学童保育の責任者を育成する</li> <li>行政が保育・教育費を無償化する</li> <li>行政が女性・男性の育児について勉強会を開く</li> </ul>

課題・解決策	
③役所の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役所が手本になってもらう</li> <li>・役員の男女比率をあらかじめ決めておく</li> <li>・役職者を任命する側の意識を変える</li> </ul>
	誰が、何をするか
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が、男女共同参画を啓発する広報誌を作成する</li> <li>・行政が、町民の意見を聞く目安箱を設置する</li> <li>・行政が、審議会等の男女比率をあらかじめ決めておく</li> <li>・行政が、審議会等で女性が参加しやすい環境をつくる</li> <li>・住民が、役所に対し、町政の方針を決める場に女性を増やすように要望書を提出する</li> <li>・それぞれが、女性が参加したいと思える風土をつくる</li> </ul>

各自が  
団体や行政が

- ・家族の中で男女共同参画について話し合う。
- ・学童保育や託児付き講座、保育ルーム付きの行事などを整備し、女性が社会に進出したり、学んだりできる環境をつくる。
- ・男女共同参画について啓発する。
- ・審議会等の男女比率をあらかじめ決める。



②男女が暮らしやすいと感じる町にするためには

課題	
男性中心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域内の役職は男性が中心</li> <li>・ 役職者の仕事は身の回りのトラブル（草刈り、修理）への対応、支援が多い</li> <li>・ 地理的な条件（交通面）のため区長会は男性が中心 ※地域差もある</li> <li>・ 町内の女性団体が多い</li> <li>・ 男性ができないときは、畑仕事も女性がしている</li> <li>・ 家庭や地域によっても差がある</li> </ul>
家庭・家事・子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家事を女性が担っている</li> <li>・ 仕事でも雑用は女性がする</li> <li>・ 親の代から、家庭で身の回りのことはすべて女性がしている</li> <li>・ 仕事、家事、介護すべて女性がするのは負担</li> <li>・ 地域の行事への参加は男性が中心で、女性は控える傾向にある</li> <li>・ おばあちゃんが子育てに協力的でないと仕事ができない</li> </ul>
女性の立場向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の立場が低い</li> <li>・ 女性の社会進出が少ない</li> <li>・ 女性の積極性が少ない</li> </ul>
改善・解決策	
①地域特性を生かす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での交流</li> <li>・ 地域活動の呼びかけのときに、男女ともに呼びかける</li> <li>・ 町内会などに男性だけでなく、女性も出席する → 男女比を決める ※実質的には女性が出席していることもある 建前上、男性が前に出ている</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">誰が、何をするか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行事の主催者が、女性の参加を呼びかける</li> <li>・ 地区の行事に家族で参加するようにする</li> <li>・ 地区が、リーダーを4年計画で育成する</li> <li>・ リーダーを男女ペアで育成する</li> <li>・ 各自が、サークルを立ち上げる</li> <li>・ 各自が、組織を立ち上げて男女ともに活動する</li> <li>・ 地域で、若者が交流したり、若者が活動できる場をつくる</li> <li>・ 地域活動の若返りを図る</li> </ul>
②意識を変える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性も家事をする</li> <li>・ 保育所に通っていない子どもの母親の交流の場づくり</li> <li>・ 地域の中で子育てする</li> <li>・ 男性の意識を変える</li> <li>・ 女性の意識も変える必要がある</li> <li>・ 男性の世話をしすぎない</li> </ul>

	<p>誰が、何をするか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域全体で、地域の状況や社会の状況を知る</li> <li>• 若者が、地域活動に積極的に参加する</li> <li>• 男性の料理講習会を開き、男性が参加する</li> <li>• 女性が、男性に家事等を一つでもまかせる</li> </ul>
③学習（学び）と参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 女性の仲間をつくって積極的に行動する</li> <li>• 教育の場で活躍する女性をつくる</li> <li>• 女性のリーダーを育てる</li> </ul>
	誰が、何をするか
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の世代交代をする</li> <li>• 行政が、様々な活動の支援やコーディネーターをする</li> <li>• 皆で、現状や将来展望を学ぶ</li> <li>• 活躍している人から話を聞く</li> <li>• 様々な交流を通じて女性のリーダーをつくる</li> </ul>



地域の世話役や行事の主催者が

若者が

男性が

女性が

皆が

- 様々な場への女性の参加を呼びかける。
- 地域の女性リーダーを養成する。
- 地域の活動に参加したり、世代交代することで意識を変えていく。
- 料理を学んで、できるようになる。
- 家庭で男性に家事をまかせるようにする。
- 活躍している人に話を聞いたりして学ぶ。

## 7. アドバイザー鳥淵朋子氏のコメント

男女共同参画を進めるために、個人として何ができるかを考えることが大切です。

様々な場所、特に男性が多いと思われる会合には嫌がらずに参加する、男性領域といわれるところに女性が参加することで女性比率を上げることができます。また、様々な会合で男女の割合を常にチェックする、どういう分野に男性が多いか、女性が多いか、意識することも大切です。また、それぞれの家庭の中で個々人として取り組むことも大切ではないでしょうか。家事を夫と分担する、子どもたちにも男女にかかわらずお手伝いをさせるなどもできます。ワークショップでの意見は、現在改定が進められている紀美野町男女共同参画基本計画に反映されますが、計画は策定することよりも、いかに実践するかが大事です。ワークショップの参加者の方は、この計画策定に関わった関係者として、計画の実践にご協力していただくとともに、実行されているかどうか、これからも関心を持っていただきたいと思います。



### 3. 関連法・条例

#### (1) 紀美野町男女共同参画策定検討委員会設置要綱

平成22年4月1日

告示第7号

##### (設置)

第1条 本町における、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、「紀美野町男女共同参画基本計画」の策定を検討するにあたり、紀美野町男女共同参画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

##### (所管事務)

第2条 検討委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「紀美野町男女共同参画基本計画」の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の推進に必要な事項に関すること。

##### (構成)

第3条 委員の定数は7名以内をもって構成する。

##### (組織)

第4条 検討委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、検討委員会において必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

##### (設置期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、所期の目的が達成されるまでとする。

##### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総務課において処理する。

##### (委任)

第8条 この要綱に定めるものの他、検討委員会に関し必要な事項は、町長がこれを定める。

##### 附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

## (2) 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による

差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究

その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務) 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に

対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定  
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## 4. 策定経過

日 程	内 容
平成 27 年 11 月 6 日～11 月 27 日	紀美野町男女共同参画に関する意識調査
平成 28 年 3 月	意識調査報告書公表
平成 28 年 9 月 30 日 10 月 14 日	紀美野町男女共同参画基本計画改定にかかるワークショップ ①町政や地域の方針を決める場に女性の意見を反映させるには？ ②男女が暮らしやすいと感じるまちにするには？
平成 28 年 11 月 14 日	紀美野町男女共同参画策定検討委員会（第 1 回） 1) 男女共同参画とは 2) 策定経過 3) 住民意識調査結果報告 4) ワークショップ報告 5) 第 2 次紀美野町男女共同参画基本計画骨子案について 6) 今後のスケジュールについて 7) その他
平成 29 年 1 月 13 日	紀美野町男女共同参画策定検討委員会（第 2 回） 1) 第 2 次紀美野町男女共同参画基本計画素案について 2) 今後のスケジュールについて 3) その他
平成 29 年 2 月 1 日～2 月 10 日	パブリックコメント
平成 29 年 2 月 24 日	紀美野町男女共同参画策定検討委員会（第 3 回） 1) 第 2 次紀美野町男女共同参画基本計画策定について 2) その他

## 5. 男女共同参画策定委員会名簿

男女共同参画策定検討委員名簿（順不同）

氏 名	職 業 等
◎金 川 めぐみ	和歌山大学経済学部准教授
町 田 富枝子	町議会議員
○若 林 豊	区長会長
高 田 佳 子	商工会女性部部長
桑 添 育 子	女性団体連絡協議会会長
北 裕 子	町づくり推進協議会副会長
橋 戸 常 年	教育長

◎会長 ○副会長

第2次紀美野町男女共同参画基本計画

発行 平成29年3月

編集 紀美野町

〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木 287 番地

TEL : 073-489-2430 FAX : 073-489-2510